

第 5 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成28年9月28日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

## 第 5 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成28年9月28日（水曜日）

午前9時59分開議  
午後0時15分休憩  
午後1時14分開議  
午後1時57分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第4号 平成28年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第7号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第9号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第10号 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

議案第11号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第12号）

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第37号 平成27年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第38号 公立大学法人熊本県立大学の平成27年度に係る業務の実績に関する評価について

請第14号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

委員会提出議案 私学助成の充実強化等に関する意見書（案）

閉会中の継続審査事件について

報告事項

①平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂について

②総合防災航空センター（仮称）新築工事の請負契約締結について

③平成27年度熊本県普通会計決算の概要について

④復興基金について

⑤熊本地震からの復旧・復興にかかる事業費見込額

⑥川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長 高木健次

副委員長 緒方勇二

委員 小杉 直  
 委員 氷室 雄一郎  
 委員 荒木 章博  
 委員 鎌田 聡  
 委員 小早川 宗弘  
 委員 河津 修司

欠席委員(なし)  
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 坂本 浩  
 危機管理監 本田 圭  
 秘書課長 横尾 徹也  
 広報課長 倉光 麻理子  
 危機管理防災課長 間宮 将大  
 知事公室付政策調整監 府高 隆

総務部

部長 池田 敬之  
 理事兼県央広域本部長  
 兼市町村・税務局長 大村 裕司  
 政策審議監 田中 信行  
 総務私学局長 古森 美津代  
 人事課長 平井 宏英  
 財政課長 竹内 信義  
 県政情報文書課長 田原 牧人  
 首席審議員  
 兼総務事務センター長 下村 弘之  
 財産経営課長 満原 裕治  
 私学振興課長 塘岡 弘幸  
 市町村課長  
 兼県央広域本部総務部長 沼川 敦彦  
 消防保安課長 松岡 大智  
 税務課長 井芹 護利

企画振興部

企画振興部長 島崎 征夫  
 政策審議監 山本 國雄  
 地域・文化振興局長 斉藤 浩幸  
 交通政策・情報局長 福島 誠治  
 首席審議員兼企画課長 吉田 誠

地域振興課長  
 兼県央広域本部振興部長 小牧 裕明  
 文化企画・  
 世界遺産推進課長 手島 伸介  
 川辺川ダム総合対策課長 吉野 昇治  
 交通政策課長 藤井 一恵  
 政策監 内田 清之  
 情報企画課長 松永 正伸  
 情報企画監 島田 政次  
 統計調査課長 坂本 富明

出納局

会計管理者兼出納局長 出田 貴康  
 会計課長 瀬戸 浩一  
 管理調達課長 石川 修

人事委員会事務局

局長 山口 達人  
 総務課長 井上 知行  
 公務員課長 西尾 浩明

監査委員事務局

局長 高山 寿一郎  
 首席審議員兼監査監 佐藤 美智子  
 監査監 小原 信  
 監査監 田原 英介

議会事務局

局長 吉田 勝也  
 次長兼総務課長 中島 昭則  
 議事課長 中原 敬喜  
 政務調査課長 上村 祐司

事務局職員出席者

議事課主幹 甲斐 博  
 政務調査課課長補佐 岩永 千夏

午前9時59分開議

○高木健次委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから、第5回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにしま

した。

次に、今回付託されました請願第14号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思いません。

まず、請第14号についての説明者を入室させてください。

（請第14号の説明者入室）

○高木健次委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第14号の説明者の趣旨説明）

○高木健次委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第14号の説明者退室）

○高木健次委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、今回提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、冒頭提案の議案第1号といたしまして、熊本地震からの速やかな復旧、復興を図る予算、梅雨前線豪雨による災害復旧関係予算及び肉づけ予算など、788億200万円を計上してございます。

また、追加提案の議案第51号といたしまして、国の未来への投資を実現する経済対策への対応分、1,777億1,400万円を計上してございます。

冒頭提案分と追加提案分を合わせますと、

2,565億1,600万円の増額補正をお願いしております。

このほか、平成28年熊本地震復興基金条例の制定や専決処分報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○高木健次委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

今回は、冒頭提案に加えまして、追加提案として補正予算案を御提案しております。そのため、冒頭分と追加提案分をまとめまして、お手元の資料、総務常任委員会説明資料（追号議案／経済対策関係追加提案分含む）という薄いほうのA4横の冊子のほうをお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、6月議会以降、これまでの知事専決処分によります補正予算の概要について一覧にまとめておりますので、御説明いたします。いずれも、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための予算でございます。

議案第5号から第8号までは、それぞれ国の予備費の第2弾から第4弾までに対応するものなどでございます。議案第9号は、流木等の漂流物の回収など、海域環境保全に必要な事業の予算でございます。

続きまして、下、資料の2ページをお願いいたします。

9月補正予算の概要についてでございます。

まず、冒頭提案の議案第1号といたしまして、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための予算、梅雨前線豪雨による災害復旧関係、知事選挙後のいわゆる肉づけ予算等につきまして、下段の表、一般会計の行のところ、9月補正額、冒頭提案の欄にございますように、788億円余を計上しております。

次に、追加提案の議案第51号でございますが、こちらは、国の経済対策予算に即応するため、平成28年熊本地震からの速やかな復旧、復興を図るための事業を含めた経済対策事業につきまして、下段の表でいきますと、9月補正額追加提案の欄にございますように、1,777億円余を計上しております。

資料のほう3段目でございますが、6月議会以降、今回までの補正予算を合計いたしますと、3,359億4,000万円となり、補正後の予算規模は1兆3,393億1,500万円となります。

下段の表につきましては、特別会計、企業会計の補正予算の内訳も記載しております。これらにつきましては、それぞれ所管の委員会で御審議をいただくことになっております。

おめくりいただきまして、資料の3ページをお願いいたします。

こちら、3ページと下の4ページで、歳入予算の内訳を掲げております。

歳入予算では、3ページの5、地方交付税、それから、4ページの9、国庫支出金と15、県債が多くなっております。いずれも熊本地震からの災害復旧関係などの事業増によるものでございます。

続いて、5ページをおめくりいただきます。

5ページと6ページには、歳出予算の内訳を記載しております。

主な事業といたしましては、5ページの

(4)その他で、平成28年熊本地震復興基金への積立金を計上しております。

また、6ページの(2)災害復旧事業費では、いわゆるグループ補助金を増額しているところでございます。

7ページをお願いいたします。

今回の補正に伴いまして必要となります地方債の補正内容を一覧にしております。

マイナスが立っている起債は、国庫補助の導入や国庫補助率がかさ上げとなったことから、県費負担が減少することに伴うものでございます。

以上が予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いします。

○倉光広報課長 広報課でございます。

お手元の総務常任委員会説明資料のほうをお願いいたします。

9ページをお開きください。説明資料の9ページの上段に掲げております。

広報費につきましては、1,000万円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

これは、風評被害の払拭や熊本のイメージアップ、そして、感謝の気持ちを県外へ伝える情報発信経費、くまもとの魅力発信事業の増額分です。具体的には、被災後も変わらない熊本の魅力や震災から立ち上がろうとする姿を、CMのような動画におさめ、インターネットで発信するものです。

それらの動画を県の移住・定住サイトや観光サイトなどにつなげ、移住促進や誘客の後押しを図ることも狙いとしております。多くの皆さんから応援してもらえるようなイメージCMを作成したいと考えております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の9ページの下段をお願いいたします。

9月補正につきまして、防災総務費として3,086万円余りを計上しております。これは、熊本地震デジタルアーカイブ事業でございまして、熊本地震の教訓を後世に伝えるため、資料を収集し、デジタルデータとして記録、整理、蓄積する経費でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

7月専決予算について御説明させていただきます。

防災総務費について、168万円余りを計上しております。これは、災害の初動対応のために、災害対策本部等に詰めて勤務する職員のための食料等の備蓄経費でございます。

次に、資料の11ページをお願いいたします。

8月専決処分についてでございます。

防災総務費について、974万円余りを計上しております。これは、平成28年熊本地震に係る災害対応の検証のためのアンケート調査等に要する経費でございます。

次に、資料の12ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更について御説明をさせていただきます。

これは、災害関係機関との連絡に使うファクスのリース期間満了に伴いまして、機械の更新を行うものでございます。平成29年度から平成33年度までの5年間で、計124万円余りを計上しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料のほう変わりました、追号議案の先ほどの薄いほうの説明資料をお願いいたします。

す。

資料の9ページでございます。

財産管理費といたしまして、まず冒頭提案分で13億2,000万円、それから追加提案分で510億円の増額補正をお願いするものです。

説明欄記載のとおり、いずれも平成28年熊本地震復興基金へ積み立てるものでございます。財源は、被災地支援宝くじの収益金と国の経済対策に伴います特別交付税の追加分でございます。速やかに基金を活用できる環境を整えておくため、今般、基金を造成させていただくものでございます。

基金条例の内容につきましては、後ほど別途御説明させていただきます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明資料の本体のほうで、14ページの下段をお願いいたします。

大学費でございますが、震災分として7,074万円余をお願いしております。

熊本県立大学においては、熊本地震に伴い被災した学生が、経済的な理由により進学を断念することがないように、授業料、入学金、入学試験検定料の減免を実施する予定でございます。この減免した学費に相当する額につきまして、県からの運営費交付金を追加交付するものでございます。御審議のほどお願いいたします。

○下村総務事務センター長 総務事務センターでございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

上段の総務施設災害復旧費でございますが、職員住宅の災害復旧に要する経費として846万円余をお願いしております。

これは、このたびの熊本地震で被災しました熊本市内の4カ所の県職員住宅の壁や天井

などのひび割れや屋外の施設の破損などの復旧に要する経費でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

同じく、説明資料の15ページの下段をお願いいたします。

財産管理費としまして、財産利活用推進費5,413万円余の増額補正をお願いしております。

これは、FM推進県有施設集約化事業の通常分といたしまして、県北広域本部、菊池振興局内の敷地内に書庫を設置するための設計及び建設に要する経費4,644万円と、それから、震災分としまして、内牧にあります保健所庁舎の機能を一の宮の阿蘇総合庁舎へ機能を移転するための経費769万円余でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

6月22日知事専決詳細につきまして御報告いたします。

財産管理費としまして、県職員宿舍借り上げ費8,150万円余の補正を行いました。これは、地方自治法の規定に基づく他県からの派遣職員を受け入れるための宿舍借り上げに要する経費でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

8月8日知事専決予算についての御報告でございます。

総務施設災害復旧費といたしまして、県庁舎等災害復旧費3億4,526万円余の補正を行いました。これは、被災いたしました本庁舎、本館、新館の復旧経費と、今回の震災で大きな被害を受けました熊本土木事務所を、九州農政局八王寺分室に仮移転させるための経費でございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

別冊、追号議案分の説明資料、これの10ページをお願いいたします。

私学振興課は、私学振興費及び教育施設災害復旧費で予算を計上しております。

まず、私学振興費でございますが、冒頭提案分といたしまして、肉づけ予算1億5,200万円余と、追加提案分としまして、3億4,800万円余の合計5億円余を計上しております。これは私学振興のための助成費等でございます。

右の説明欄の上段をごらんください。

私学振興費のうち、私学振興助成費になりますが、主なものについて説明をいたします。

冒頭提案分(3)の私立学校施設安全ストック形成促進事業ですが、私立学校施設の耐震診断、耐震補強・改築工事や非構造部材の点検工事、アスベスト関連の調査に要する経費に対し、私立学校に助成を行うものでございます。

また、その下、追加提案分の被災生徒授業料等減免補助事業ですが、熊本地震で被災し、就学が困難となった生徒の授業料等の減免を行う私立学校に対し、当該減免相当額の助成を行うものでございます。なお、3分の2が国庫補助で賄われることになっております。

続きまして、教育施設災害復旧費でございます。

追加提案分といたしまして、19億5,200万円余を計上しております。

右の説明欄の下段をごらんください。

教育施設災害復旧費のうち、私立学校施設災害復旧事業でございます。

私立学校施設災害復旧事業は、同地震により被災しました私立学校が、施設の復旧を行う場合に要する経費の6分の1を上限といたしまして、国の補助に基づき、私立学校へ助

成を行うものです。

別途、国から私立学校に対しまして、直接2分の1が補助されるため、この6分の1補助と合わせまして、合計3分の2に相当する額が国の補助により賄われることとなります。

続きまして、次の11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

被災生徒入学金等減免補助でございますが、これは、熊本地震で被災し、就学が困難となった生徒の入学金及び受験料の減免を行う私立学校に対しまして、当該減免相当額の助成を行うものでございます。

入学金等の減免制度につきまして、生徒が経済的負担の面から受験をためらうことがないように、しっかりとした周知を図るためには、受験前の時期に十分な周知期間が必要であることから、本議会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沼川市町村課長 市町村課でございます。

先ほどの説明資料のほう、厚いほうにお戻りいただきまして、資料16ページ下段をお願いいたします。

自治振興費につきまして、13億4,000万円の増額をお願いしております。

説明欄をごらんください。

まず1つは、震災分になりますが、市町村自治宝くじ交付金として13億2,000万円の増額をお願いするものです。

これは、全国宝くじ事務協議会から県に配分された熊本地震被災地支援宝くじ収益金のうち、県内市町村分について公益財団法人熊本県市町村振興協会に交付するものになります。先ほどの財政課分が県分で、この分が市町村分になっております。

もう一つは、通常分でございます。地方創生広域連携支援事業として2,000万円の予算をお願いしております。

これは、国の枠組みによらない新たな広域連携を推進するための市町村等が行う事業に対して、県独自の交付金を交付するものになります。

1ページお開きいただきまして、17ページ上段のほうをお願いいたします。

これは、熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計になります。一般会計繰出金につきまして、2,000万円の増額を計上しております。

説明欄をごらんください。

これは、先ほど16ページで御説明いたしました地方創生広域連携支援事業の財源として、同額を一般会計に繰り出すものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。

同じく、資料17ページ下段をお願いいたします。

税務総務費で36億5,700万円余の増額をお願いしております。地震発生以降、全国からふるさと納税により本県への寄附が増額したことに伴うものです。

説明欄の1、ふるさとくまもと応援寄附金基金積立金をごらんください。

ふるさと納税で本県にいただいた寄附金は、一旦、一般会計で受け入れておりますので、ふるさとくまもと応援寄附金条例に基づき、受け入れた寄附金を基金のほうに積み立てるため支出するものです。

本県にいただいた寄附金は、直近の取りまとめ、9月5日現在では約43億円になっておりますが、今回、7月時点で見込んだ35億2,400万円余を積み立てるものです。

次に、2の税務管理費の(1)ふるさとくま



もと応援寄附金推進費は、寄附者に対する感謝の品などの必要経費5,200万円余、(2)のくまもと「ふるさと寄附金」市町村交付金は、県において、県内市町村への寄附金分もあわせて受け付けておりますので、それを市町村に交付する交付金7,900万円余でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田企画課長 企画課でございます。

説明資料の21ページをごらんください。

9月補正予算についてでございますが、計画調査費で8,000万円余の増額をお願いしております。

説明欄のほうをごらんください。

企画推進費のうち、通常分として7,200万円余の増額をお願いしております。

(1)の政策推進事業につきましては、くまもと未来会議に要する経費でございます。(2)の県民幸福量向上事業につきましては、しあわせ部公式アプリの保守管理運用に要する経費でございます。(3)の留学生誘致支援事業につきましては、留学生誘致支援及び受け入れ環境整備を実施する大学コンソーシアム熊本に対する助成に要する経費でございます。(4)の次世代ベンチャー創出支援事業につきましては、創業初期のベンチャーが必要とする研究開発等の事業化可能性調査の実施に要する経費でございます。(5)のくまもと版DMO推進事業につきましては、熊本の観光地域づくりを行う広域的な推進体制であるくまもと版DMOのプレーンの機能を担い、観光行政の課題であるマーケティングやブランディング等を行う組織、くまもと版DMOの設立に対する助成等に要する経費でございます。

次に、震災分として、ふるさと投資を活用した被災中小企業の創造的復興につながる事業計画作成支援及び成功事例収集・啓発に要

する経費として、800万円の増額をお願いしております。

次に、資料の26ページをお願いいたします。

7月の専決予算分でございます。

計画調査費につきまして、説明欄のとおり、企画推進費として500万円余を計上しております。これは、熊本地震からの復旧、復興に係る国への要望活動及び情報収集等に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小牧地域振興課長 地域振興課でございます。

追加提案で経済対策分もお願いしておりますので、別冊の追号議案説明資料で御説明いたします。別冊資料の一番最後のページになります13ページをお願いいたします。

冒頭提案分で1億1,100万円余、追加提案分で1,700万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄により御説明いたします。

まず1、企画推進費の冒頭提案、通常分でございます。

(1)の地域づくりチャレンジ推進事業は、地域住民等による自主的な地域づくりの取り組みを支援するためのセミナーや研修等に要する経費でございます。(2)の御所浦地域活性化推進事業は、交流人口の拡大など、御所浦地域の活性化に要する経費でございます。(3)の人材ネットワーク構築事業は、熊本県にゆかりのある人材のデータベース化による移住促進、人材確保、産業振興等に向けた取り組みに要する経費でございます。(4)の阿蘇草原保全・活用事業は、阿蘇の草原を活用した交流人口の拡大や草原再生の取り組みに要する経費でございます。

次に、冒頭提案、震災分でございます。

地域づくりチャレンジ推進事業は、復興に

向けた地域住民による自主的な地域づくりの取り組みなどに対して、新たに復興枠を創設して総合的に支援を行うための経費でございます。

次に、追加提案の経済対策分でございます。

ふるさとワーキングホリデー推進事業は、都市部の大学生等が、一定期間地方に滞在し、働きながら地域住民との交流などを通して、地域の暮らしを学ぶ取り組みに要する経費でございます。

最後に、2、国庫支出金返納金でございます。

地方創生チャレンジ推進事業国庫返納金は、過年度交付金の確定に伴う国庫返納金でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料本体のほうにお戻りいただきまして、申しわけございません、23ページをお願いいたします。

まず、計画調査費でございますが、通常分850万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

プロジェクトSOSEKIは、夏目漱石生誕150年、来熊120年の記念年における県内外への熊本の漱石の情報発信に要する経費でございます。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、通常分として1,500万円余の増額をお願いしております。

博物館ネットワークセンター施設災害復旧費は、6月20日から21日にかけての集中豪雨により被災いたしました博物館ネットワーク施設の崩壊したのり面の復旧に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

24ページをお願いいたします。

まず、計画調査費として3億1,900万円余を計上しております。

右の説明欄をごらんください。

空港整備促進費につきましては、通常分として、空港法の規定に基づく国が行う阿蘇くまもと空港の誘導路改良等の国直轄事業に対する県の負担金、3億600万円余を計上しております。

また、震災分として、大きな被害を受けました阿蘇くまもと空港の復旧につきましては、有識者会議や経済5団体から提言を受けております。その提言を踏まえ、復旧、機能強化等の調査、検討に要する経費として1,300万円を計上しております。

次に、企画施設災害復旧費につきましては、通常分として、6月の大雨により崩れた防災駐機場ののり面等の復旧に要する経費、300万円余を計上しております。

次に、資料26ページをお願いいたします。

7月専決予算についてです。

計画調査費として、900万円余を専決処分させていただいております。

右の説明欄をごらんください。

交通整備促進費につきましては、震災分として、甚大な被害を受けました益城町の中心部から離れた場所に設置せざるを得なかった応急仮設住宅、益城テクノ団地の入居者を対象に、同団地と町中心部とを結ぶ路線バス利用運賃の全額負担に要する経費900万円余でございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂本統計調査課長 統計調査課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

統計調査総務費として、400万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

国から委託を受けて実施いたします統計調査に従事する職員の確保等に要する経費の増額でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○瀬戸会計課長 会計課でございます。

説明資料の28ページ、上段をお願いいたします。

会計管理費といたしまして、298万8,000円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

会計事務ナビシステム開発に要する経費でございます。これは、会計事務に関する各種通知、取り扱い要領などの情報や様式等、ナビゲーション形式のシステムに集約することによりまして、担当職員が行う事務の効率性向上と事務処理のミス未然防止を図り、より一層適正な会計事務の執行を進めるためのものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○石川管理調達課長 管理調達課でございます。

同じく、説明資料28ページの下段のほうをお願いいたします。

今回、会計管理費といたしまして、189万円余の増額補正をお願いするものでございます。

右の説明欄をお願いいたします。

通常分の集中調達事務改善事業でございますが、これは、現在、必要な事務用品等につきましては、紙のカタログ冊子から選んでおりますけれども、これにかえまして、電子カタログのソフトを導入することで、購入に伴

います職員の事務負担を軽減するための経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中島議会事務局次長 議会事務局でございます。

同じく、資料の30ページをお願いいたします。

さきの熊本地震により、議会棟施設の議場天井板の落下を初め、各種被害を受けております。これらの災害復旧工事に早急に着手するため、議会施設災害復旧費として3,675万円を7月専決処分させていただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○竹内財政課長 資料のほう、31ページをお願いいたします。

議案第10号平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてでございます。

説明は、右側32ページのほうでさせていただきます。

今回、復興基金を新設するための条例制定でございます。

まず1、条例制定の趣旨でございますが、平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るための事業に要する経費に充てるため、基金を設置する必要があるというものでございます。

2、主な内容でございますが、7条構成で、設置目的、積み立て、管理、処分等について規定しております。一般的な基金条例と同様の内容としております。

3の施行期日でございますが、公布の日としております。

基金事業の実施期間を、東日本大震災と同様に10年間としていることから、清算手続の期間を考慮いたしまして、平成38年12月31日

限り、その効力を失うと規定しております。

ここで、その他報告の中に入れております復興基金についてという資料で、復興基金の関係、そのまま説明をさせていただきます。右肩に、四角囲みで総務常任委員会報告資料と入れているA4、1枚紙でございます。

記載しております内容は、本会議の一般質問に対しまして、総務部長から御答弁させていただいているものを文字にしております。

まず、2の基金の使途、運用に記載しておりますとおり、今回、特別交付税での財源支援が行われるということでございまして、総務省におきましても、事業内容や事業期間、これは県において自主的に判断するというふうにされております。

そのため、3の活用事業の枠組みというところをごらんいただきたいんですが、こちらに記載しておりますとおり、被災者や被災した事業者などの負担軽減を大前提としているところでございます。単に県や市町村の負担を減らすために活用するものではないということでございます。

その上で、枠組みというのを下に書いてございますが、復旧、復興の3原則に基づきまして、被災者等の負担軽減や地域活動の拠点施設への復旧支援、それから地域の防災能力の向上、そして被災した産業の復旧や観光拠点づくりへの支援、こういった枠組みを基本的に活用していきたいというふうに考えております。

最後に、4の基金活用事業の選定のところでございますが、前段2つのところにつきましては、先ほどまでに御説明させていただいたとおりなのですが、3つ目のポツでございます。実施事業の第1弾につきましては、次定期例会で予算化できるように取り組みを進めていくこととしております。

復興基金の条例関係につきましては以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○沼川市町村課長 市町村課です。

また、大もとの説明資料のほうにお戻りいただきまして、33ページをお願いいたします。

第11号議案の熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、34ページのほうをお願いいたします。

まず、条例改正の趣旨でございます。

公職選挙法の施行令の一部改正を踏まえまして、県条例の関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容でございますが、記載しております(1)から(3)のとおり、選挙運動に係る公費負担の引き上げを行う改正でございます。

公職選挙法に基づき、県議会議員や県知事の選挙では、県条例で定めるところにより、選挙運動用の自動車やビラ、ポスターに係る費用の公費負担ができることとなっております。

4月の公職選挙法施行令の改正によりまして、この公費負担の限度額につきまして、消費税増税を踏まえた引き上げが行われたことを受けまして、今回、県条例につきましても、同様に改めるものでございます。

なお、条例の3にありますとおり、施行期日ですが、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○井芹税務課長 税務課でございます。

資料の35ページをお願いいたします。

第12号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の36ページの条例案の概要で御説明いたします。

1の条例改正の趣旨ですが、都市再開発法の一部改正に伴い、県税条例で引用している都市再開発法の条項にずれが生じたので、関係規定を整理する必要が生じたため、条例改正を行うものです。

この都市再開発につきましては、都市再開発法に基づきまして、市街地内の老朽建築物が密集している地区を対象に、敷地を統合して共同建築物を建築するなどして、土地の高度利用を図る事業を行うことがあります。

その際、当該事業の施行に伴い、施行地域内にある土地に権利の移動があった場合に、県税条例では、その権利移動に対して課税される不動産取得税を減免する規定を設けております。

その規定の中に、都市再開発法の条項を引用しておりましたが、この都市再開発法の一部改正でその条項にずれが生じたため、県税条例のほうも規定の整理を行うものでございます。

3の施行期日は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

報告に入ります。報告第5号及び報告第38号の2件につきまして、関連いたしますので、一括して報告をさせていただきます。

まず、資料37ページ、報告第5号公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊資料により御説明いたします。別冊資料、表紙に公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類と記載しているものでございます。主な項目について御説明申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページから2ページは、法人の役員、審

議機関、学生数など、大学の概要及び組織図でございます。説明を省略いたします。

3ページをお願いいたします。

平成27年度の事業の実施状況でございます。教育、研究、地域貢献などの項目ごとに、5ページまで記載しております。

まず、(1)教育に関しましては、食健康と食育に係る人材養成拠点の形成を目指して、平成18年に始めました食育推進プロジェクトが10周年を迎えたこと、2つ目、地域課題解決に向け、「もやいすと」として人材育成するため、全学共通教育の新カリキュラムをスタートしたことなどが主な取り組みでございます。

次に、(2)研究に関しましては、平成23年度から取り組んでおります有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究について、研究数、学会発表件数などが前年を上回る実績を上げたこと、長崎大学及び福岡工業大学との間で締結しました環境分野における包括的連携協定に係り、シンポジウムの開催等が主な取り組みでございます。

4ページの(3)地域貢献に関しましては、平成26年度に採択されました文科省補助事業の地(知)の拠点整備事業の推進、また、新たに採択されました地(知)の拠点大学による地方創生推進事業に係る取り組み、熊本県のフードバレー構想への参画などが主な取り組みでございます。

(4)国際化に関しましては、昨年11月に開催したシンポジウム、日米中関係の新展開、これは世間の注目を集めまして約700名の参加があったこと、平成26年度から受け入れております水銀研究留学生について、平成27年度も2名を受け入れたことなどが主な取り組みでございます。

このほか、学生生活支援面では、授業料減免制度の経済・成績要件緩和による対象者の増加、また、業務運営の改善につきましては、資料記載のと通りの取り組みが実施され

たところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。

6ページが貸借対照表、7ページが損益計算書でございますが、7ページ、損益計算書の一番下の欄でございますように、当期は4,020万円余の損失が生じております。

その原因は、学内情報システムの減価償却費、利息等の増や退職金の増加などにより生じたもので、この損失につきましては、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人が前年度までに積み立ててきました目的積立金を減額して整理することとなります。

8ページをお願いいたします。

このページから15ページにかけては、熊本県立大学の概況を示す資料として添付しております。

9ページをお願いいたします。

まず、入学者の状況につきましては、平成28年度は、78%以上が県内出身者であり、学生数、学部構成が、同規模のほかの大学と比べ、その割合が高い傾向にございます。

10ページをお願いいたします。

進路状況ですが、就職率については徐々に増加し、過去5年間で最高となっております。

11ページをお願いします。

就職状況でございますが、過去5年間の県内への就職率は、55%前後で推移しております。

12ページ、業種別の就職状況では、構成割合に大きな変化はございませんが、公務員が平成24年度以降、毎年増加しております。

13ページをお願いします。

地域からの受託研究、協働研究の推移を記載しております。全体として増加傾向にございます。

また、授業公開講座の実施状況については、ほかの大学と比べ、非常に高い件数を示しております。

14ページをお願いします。

外国人留学生の受け入れにつきましては、水銀研究留学生を含め、19名を受け入れております。

15ページをお願いします。

管理栄養士国家試験合格率につきましては、平成27年度は、目標合格率の90%を下回っております。

次に、16ページをお願いします。

平成28年度の事業計画でございます。

まず、教育の質の向上のために、平成29年度から施行する総合管理学部の新カリキュラムの作成、国の動き等を踏まえた取り組み、独自の学修評価手法の開発に係る取り組みなどが計画されております。

また、特色ある研究の推進に向けては、新たな研究テーマ、地域伝来文献の横断的研究に係る取り組みのほか、これまでに引き続き、有明海・不知火海流域圏に係る研究、地域の環境共生型社会の構築に関する研究の推進などが計画されております。

また、地域貢献活動のさらなる推進に向けた取り組みとしましては、文科省補助金であります地(知)の拠点整備事業、地(知)の拠点大学による地方創生事業、それぞれを展開するとともに、関係機関との連携推進に向けた取り組みなどが計画されております。

18ページの予算をお願いいたします。

平成28年度の予算規模といたしましては、総額24億6,200万円余でございます。財源といたしましては、授業料収入、県が交付する運営交付金が主となっております。

県立大学の経営状況の説明につきましては以上でございます。

次に、2つ目の報告、委員会資料46ページ、報告第38号公立大学法人熊本県立大学の平成27年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。

こちらにも別冊資料で御説明いたします。表紙に、平成27年度公立大学法人熊本県立大学

業務実績評価書と記載しているものをお願いいたします。

この報告は、地方独立行政法人法により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った昨年度の業務実績に係る評価につきまして、知事が議会に報告することと定められているものでございます。

この評価委員会は、4月11日と8月8日の2回開催され、審議が行われました。

評価書の1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけては、業務実績の全体評価が記述されております。

取り組み内容につきましては、先ほどの経営状況の説明と重複いたしますので、簡単に申し上げます。

まず、教育につきましては、10周年を迎えた食育推進プロジェクトのさまざまな取り組み、全学共通教育の新カリキュラムのスタート、「もやいすと」育成システムの構築、総合管理学部における新カリキュラムの構造等の決定などが、着実な実績として評価されております。

次に、研究につきましては、有明海・不知火海流域圏における研究が前年を上回る実績、長崎大学及び福岡工業大学との連携によりります取り組みなどが評価されております。

地域貢献につきましては、地(知)の拠点整備事業、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業に係る取り組みのほか、県南フードバレー構想への継続的な参画などが評価されております。

国際交流につきましては、日米中関係の新展開と題した国際シンポジウムの成功、学生生活支援につきましては、授業料減免制度の見直し等が評価されております。

以上のことから、1ページの冒頭にありますとおり、第2期中期計画は順調に進捗していると評価されております。

ただし、課題といたしまして、先ほども触れましたとおり、平成27事業年度の決算にお

いて、約4,000万円の損失が生じたことが挙げられております。

ほかにも、管理栄養士国家試験の目標合格率90%が達成できなかったこと、また、法改正により事業者の義務となりましたストレスチェック制度がまだ実施されていないことについて、指摘がなされております。

3ページ以降には、項目別の評価を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

報告第5号及び38号については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○小牧地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の38ページをごらんください。

報告第6号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊、フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類により御説明いたします。1ページをお開きください。

まず、会社の概要でございます。

フィッシャリーナ天草は、上天草市松島町において、マリーナの運営や船舶整備等を主な事業としております。資本金は3億3,500万でございます。役員は、下段の表のとおりでございます。

2ページをお開きください。

5の株主の状況は、本県、上天草市など9団体であり、本県所有の株式数は2,340株、全株式の34.9%でございます。

3ページをお開きください。

次に、平成27年度の事業報告でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、平成9年のマリーナオープン以降、厳しい経営が続く、累積赤字が膨らんできました。

そのような中、平成24年6月に、平成28年度までの単年度黒字化を目標とした中期経営

戦略を策定し、抜本的な経営改善に取り組むこととしました。

その取り組みの成果として、平成27年度決算において、平成25年度から3年連続して、保管隻数、売上高、売り上げ総利益などの指標で、中期経営戦略の計画目標を上回りました。

保管隻数については、前年度と比較して1隻減少する結果となりましたが、平成26年度に、パールマリーナから移管された48隻の保管料が通常ベースで収入されたことや、施設の改善やマリーナサービスの充実により上下架料等が増加した結果、当期利益は、前年度比で276万3,000円増の137万4,000円の利益となり、長年の課題でありました単年度黒字化を達成したところでございます。

また、平成26年度の熊本ヤマハ株式会社のマリーナ機能移管に伴い、県保有株の同社への譲渡と経営参画について協議を重ねた結果、平成26年度から5年間かけて、県の保有株1,510株を熊本ヤマハ株式会社に売却する契約を締結しております。

これによりまして、県の出資割合は、譲渡前48%でしたが、平成30年度には25.5%まで下がる見込みとなっております。

4ページをお願いいたします。

上の表が実績、下の表が中期経営戦略における目標値です。

太枠で囲んだところが平成27年度ですが、来場者数を除き、全ての指標で目標値を上回っております。

次に、5ページの収支決算書についてでございます。

平成27年度の売上高は7,861万円余、一番下の段になりますが、当期純利益は、先ほども述べましたが、長年の課題でございました単年度の黒字化を達成する、プラス137万円余となりました。

貸借対照表及び財産目録については、6ページ、7ページのとおりでございます。

次に、28年度事業計画について御説明いたします。8ページをお開きください。

今年度も、中期経営戦略に基づく収支の改善に引き続き努めて、累積赤字解消に向けて取り組んでまいります。

具体的には、(1)に記載しておりますように、営業活動の強化として、県外ポートショーでのPRや長崎出島マリーナ等との連携強化を図るなど、県外での営業活動を積極的に展開していくとともに、利用ポイント制度など、マリーナサービスのさらなる周知や充実を図ってまいります。

また、下段の2、中期経営戦略に取り組むための体制づくりに記載しておりますとおり、正副社長で構成する運営会議を必要に応じて開催し、会社一丸となって収益の改善に努めていくこととしております。

最後に、9ページに、平成28年度の収支予算書を記載しております。

平成28年度は、5,991万円余の売上総利益を見込む一方、販売費及び一般管理費として5,972万円を見込み、当期利益は64万円余となる見込みとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況についてでございます。

説明資料の39ページ、報告第7号でございますが、お手元の別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類にて御報告をさせていただきます。

2枚おめくりいただき、1ページをお願いいたします。

事業報告でございます。

1段落目でございますが、昭和57年に、本県の芸術、文化の振興のため設立された財団法人熊本県立劇場でございますが、公益法人



に係る制度改正に伴い、平成24年4月1日をもって公益財団法人に移行しております。

特徴的なこととして、3段落目でございますが、平成27年度の県立劇場への入場者数及び施設利用率について、一般入場者数が前年度を上回っております。これは、平成26年度に約3カ月間の工事による施設貸し出し停止があった影響でございます。

なお、利用率は前年度を下回っておりますが、これも工事によって閉館時期に集中したことが主な要因と考えられ、過去10年間の利用率の推移で見ますと、ほぼ横ばいでございます。

2ページの収支決算の状況の表をお願いいたします。

事業活動収入は4億4,930万円余、事業活動支出は4億6,550万円余で、平成27年度の事業活動収支は1,620万円余の赤字でございます。

これは、定年退職者2名の退職給付支出が3,720万円余りとなったことが主な要因で、投資活動収入の中の退職給付引当資産取崩収入で対応しております。なお、投資活動収支としては、3,520万円余りの黒字でございます。

その結果、表の下から3段目、当期収支差額でございますが、1,430万円余の黒字で、これに前期繰越収支差額を加えました次期繰越収支差額は2,700万円余の黒字でございます。財務の健全性は保たれているところでございます。

3ページ、上の表をお願いいたします。

管理運営業務の委託料は3億5,480万円余でございます。平成26年度と比較して4,160万円余の増となっておりますのは、先ほど申し上げました、平成26年度の改修工事による約3カ月間の施設貸し出し停止期間に伴う委託料の減額を行ったこと、それから、平成27年度に台風災害による施設復旧で委託料を増額したことが影響しているものでござい

す。

以上により、平成27年度は、委託料総額として、平成26年度より4,220万円余り増額となっております。

(2)の使用料の収納業務で、使用料総収入が前年比2,340万円余の増となっておりますが、これも前年度の改修工事の影響によるものです。

(3)の入場者数及び利用率については、さきに事業報告で御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

(4)の文化事業は、①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業、それから、4ページ中ごろの②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業など、ここに記されたような事業を実施するものでございます。

なお、申しわけございません。法人の概要を5ページに記載しております。申しわけございませんが、6ページに記載ミスがございます。③の事業局の職員数でございますが、契約社員がここには8名とございますが、正しくは9名でございます。また、それに伴いまして、下の図の真ん中の一番下、ホール課長の下の契約職員4名が、5名の誤りでございました。訂正させていただきます。まことに申しわけございません。

7ページからは、先ほど概要を御説明いたしました、平成27年度決算に関する財務諸表でございます。

まず、7ページと8ページが収支計算書でございます。内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

9ページと10ページは、収支計算書内訳表でございます。

これは、先ほどの収支計算書について、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計ごとの内訳を示したものでございます。

12ページは、貸借対照表でございます。

1、資産の部の一番下、12ページの中ほどでございますが、昨年度末時点の資産合計は

1億7,000万円余であり、昨年度比で約3,430万円余の減となっております。主な理由は、退職手当の支給と資産の減価償却が進んだためでございます。

また、表の下から2段目、正味財産の合計は1億760万円余であり、平成26年度比で約680万円の増となっております。

この正味財産の増減についての詳細を記しましたのが、14、15ページの正味財産増減計算書でございます。

以上が平成27年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

平成28年度の事業計画及び予算についてでございます。

平成28年度についても、引き続き、県立劇場の管理運営業務を行うとともに、舞台芸術を中心とした文化事業を実施することにより、本県の芸術文化の振興を図ることとしております。

また、下の米印以下に、平成28年熊本地震を踏まえての記述を加えさせていただいております。

23ページをお願いいたします。

平成28年度の予算についてでございますが、23ページ、下から9段目記載の経常収支の収益の合計が約4億8,380万円余、23ページ、一番下の段に記載の経常費用の合計が約5億2,170万円余で、24ページ、表の中ほどの当期経常増減額は3,790万円余のマイナスとなっております。

このマイナスにつきましては、昨年度の繰越金、事業積立資産から取り崩して対応する予定でございます。

なお、この繰越金や積立金は、前年度以前からの積み立てでございますので、今年度の収支予算を計上するこの損益収支予算書には収入として計上されておられません。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報

告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料40ページ、報告第8号から、43ページ、第11号まで、交通政策課で所管しております天草エアラインなど4社につきまして、別冊の経営状況を説明する書類により御説明させていただきます。

まず、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

事業報告について御説明いたします。

熊本県天草市、上天草市、苓北町などが出資する天草地域の唯一の高速交通機関であります天草エアラインは、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして、必要不可欠な存在となっております。

平成27年度は、機材をDHC—8から日本初導入となるATR42—600型機へ更新しております。

この機材の更新に伴いまして、27年8月24日から約半年間、新機材の運用乗務員などの訓練のため、天草—福岡間、1日2往復、4便に減便運航いたしました。その結果、利用者数が大幅に減少、総売上高は、対前年度比15.2%減の6億2,000万余となりました。

一方、営業費用は、乗務員等訓練費など、機材更新に関する経費が大幅に増加したものの、単価下落などによる燃料費の減少などによりまして、対前年度比7.9%減、8億2,000万余となりました。

最終的に経常損失は1億5,900万円余と計上しましたが、機材整備費補助金等の特別利益により、最終的に当期純利益は400万円となりました。

2ページ、3ページにかけては、株式の状況、取締役などの会社概要を記載しております。

4ページをごらんください。

収支決算書について説明いたします。

先ほど御説明しましたが、営業収益等は先ほど説明しましたとおりです。

営業外損益の部ですが、特別利益として、天草市、上天草市及び苓北町からの新機材購入の補助金など24億7,500万円余を計上、特別損失として、補助金を活用して購入した固定資産の税法上の処理、いわゆる圧縮記帳により23億800万円余を固定資産圧縮損として計上しました。最終的に、先ほど申し上げた、400万円余の利益となりました。

5ページ、6ページには、貸借対照表、財産目録を記載しております。

次に、7ページをお開きください。

28年度の事業計画について御説明いたします。

27年度に機材を更新したことに伴い、客席数が39席から48席に増加したため、28年度は利用客の増加が期待されておりました。しかし、地震の発生により、天草地域の被害は少ないものの、やはり観光客が減少したという話も聞いております。まだその懸念もございますので、地元の天草空港利用促進協議会などと一体となって、より一層の増収、利用促進に取り組むこととしております。

会社からの情報によりますと、8月は、帰省等を含め、大変好調だったとのことでした。

また、天草エアラインは、県外からの医師通勤手段となる、天草地域において重要な役割を果たしておりますので、安定した運航に努めてまいります。

8ページをごらんください。

28年度の収支予算書についてです。

売上高は7億7,000万余、営業費用につきましては、売上原価9億5,000万円余、販売費、一般管理費を9,000万円余と見込み、差し引き営業損失は2億6,000万円余を見込んでおります。

機材更新に伴います旧機材ダッシュ8の売

却収入など、特別利益などを見込んでおりました。加味しますと、税引き後、当期純利益は5,700万円余を見込んでおります。

天草エアラインについては以上です。

次に、熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

27年度の事業報告について御説明いたします。

中ほどに記載がありますように、阿蘇くまもと空港の利用状況につきましては、国内線の旅客者実績、310万9,566人で10万7,760人の増加となり、18年度に次ぐ2番目の実績でした。これは有料者を統計したものでございます。

国際線の旅客者実績は、7万381人で1万8,669人の増加となり、開港以来、初めて7万人を突破しました。ソウル線に加え、台湾・高雄線、香港線が定期便として就航し、旅客数がインバウンドを中心に大幅に伸びたことによるものです。

その結果、国内線、国際線の旅客数の合計は317万9,947人となり、過去最高を記録しました。

国内貨物につきましては、取扱量は1万6,567トン、対前年比98.1%でございます。

空港ビルでは、インバウンド増加を受けまして、平成27年12月から、消費税免税カウンターを空港では全国で初めて設置したところでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページから5ページにかけて、会社の概要と株主の状況、取締役等の記載をしております。

6ページをお願いいたします。

ここで、27年度収支決算書について御説明いたします。

営業収益は、航空会社やテナントなどからの賃貸料収入や直営レストランの売り上げ等

により、16億3,620万円余となっております。

一方、純仕入高、販売費及び一般管理費の合計が13億6,075万円余となっております、その結果、営業利益が2億7,545万円余、これに営業外損益を加味、加減しました経常利益が3億7,232万円余となり、最終的に当期純利益は2億5,249万円余の黒字となっております。

7ページをお願いいたします。

7ページから9ページには、貸借対照表及び財産目録について記載しております。

10ページをお願いします。

28年度事業計画について御説明いたします。

2段目にありますように、本年度は、熊本地震で大きく損傷した空港ターミナルビル施設の復旧作業を最優先で推し進め、安全、安心を第一に、早期復旧するよう努めていくこととしております。

また、4段目にありますように、今後は、地震後の復旧工事と並行させ、国際線ビルの改修等を含め、空港の機能強化等について国、県と協議、検討していくこととしており、経営に関しても、経費を見直すとともに、空港利用者の増加を図るなどの経営努力に取り組んでいくこととしております。

11ページをお願いいたします。

平成28年度収支予算書について御説明いたします。

平成28年度は、熊本地震の影響により営業収益は対前年度比78%の12億7,880万円余、純仕入高と販売費及び一般管理費は、対前年比87%の11億5,071万円余を見込んでおり、営業利益としては、対前年度比46%の1億2,671万円余を見込んでおります。

最終的に、当期純利益は、対前年度比70%、1億7,700万円余を見込んでおるところでございます。

ただし、この見込み額につきましては、地

震による復旧費用等の特別損失と地震保険金収入、これは保険を掛けております25億円の限度額につきまして、仮で計上しておりますので、これが変動した場合は最終損益も変わる可能性がございますので、申し添えたいと思います。

以上です。

次に、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況について御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社は、JR豊肥本線の熊本駅一肥後大津駅間、22.6キロメートルの電化を行うため、平成9年11月に設立されました。

国からの補助金、県や沿線市町、JR九州からの出資金及び銀行からの借入金を財源に、電化施設の整備や車両の購入を行い、それらをJR九州に貸し付け、使用料を会社の収入としております。

平成27年度の売上高であるJR九州からの使用料収入は、前年度末で車両の使用に関する契約が満了したことに伴い、1億660万円に減少しましたが、施設の損傷等はなく、計画どおりの収入でございました。

当期純損益は、前事業年度の3,587万円余に対し、85%減の537万円、3年連続黒字となりました。

2ページをoranください。

2ページから3ページにかけては、株式の状況、役員状況等を記載しております。

4ページをoranください。

収支決算書でございます。

営業損益の部ですが、営業収益の売上高1億660万円に対し、営業費用は、売上原価が8,910万円余、販売費、一般管理費が1,238万円余であり、営業利益は510万円余となりました。

次に、営業外損益の部ですが、営業外収益としまして、受取利息、雑収入で214万円余、営業外費用はございません。当期純利

益、537万円余でございます。

5ページには、貸借対照表を記載しております。

6ページをお開きください。

28年度の事業計画でございます。

車両使用に関する契約が26年度で満了したことに伴い売上高が減少しましたが、引き続き、JR九州からの施設使用料によって収益を確保し、投下資金を回収していくこととされています。

7ページをごらんください。

収支予算書です。

営業収益は、施設使用料として1億660万円、そこから営業費用である売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いて営業利益760万円余を見込み、営業外損益を加味した当期純利益は870万円を見込んでおります。

以上でございます。

次に、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について御説明します。

資料1ページをお願いいたします。

肥薩おれんじ鉄道は、年間124万人が利用する、地域住民にとって欠かせない公共交通機関であります。熊本、鹿児島両県とJR九州の支援を得ながら、安定的な運営に努めておるところでございます。

3つ目の段落に記載しております。

27年度は、中期経営計画に基づき収支改善に取り組み、平成25年3月に運行を開始したおれんじ食堂を中心に、国内外旅行エージェントへの販売促進や各種イベント等による団体客の獲得に努めてまいりました。

そのことにより、沿線人口の減少等に伴い定期利用が減少する中、定期外利用が増加したことにより、旅客運輸収入は横ばいとなりましたが、受託工事収入が減少したことにより、営業収益は、対前年比1億9,800万円減の13億8,100万円となりました。

一方、営業費用は、受託工事の減により、対前年度比1億4,300万円減の19億8,200万円

となりました。

この結果、営業損失は、対前年度比7,100万円増の6億1,200万円を計上しましたが、運行支援補助金等の特別利益により、当期純利益は4,400万円を確保しました。

2ページをごらんください。

一番上の利用者数でございますが、平成16年度は188万人でございましたが、平成27年度は124万人と、開業当初から約34%の減となっており、厳しい経営状況が続いております。

3ページから4ページにかけては、本年7月1日現在の会社の概要を記載しております。

5ページをお開きください。

営業損益等は、先ほど御説明したとおりでございます。

営業外損益の部ですが、主に国、県などからの補助金による特別利益が8億3,630万円余となります。税引き後、当期純利益は4,375万円となりました。

6ページには、貸借対照表を記載しております。

7ページをお開きください。

28年度の事業計画でございます。

事業方針の下から3行目に記載しておりますが、おれんじ食堂などの活用による営業力を強化するとともに、施設整備に着実に取り組み、経営の安定化、安全運行に努めてまいります。

事業内容のところですが、主なものを御説明申し上げます。

7ページ、(1)①に記載しておりますように、個人、団体の旅客の獲得に力を入れ、定期外運輸収入の増収を図ることとしております。

8ページをお開きください。

先ほど申しましたように、国、県からの補助金等が支えとなっておりますので、国に対して、新たな支援制度の創設や現制度の改善

等について、要望活動を行うこととしております。

また、地域の重要な公共交通機関として安定的経営を行うため、平成29年度から平成33年度を経営計画期間とします中期経営計画の策定を行うこととしております。

収支予算書でございます。

収益の部ですが、営業収益は、旅客運輸収入、鉄道線路使用料収入、その他の収入などで20億6,900万円余を見込んでいます。

費用の部ですが、営業費用につきましては23億5,400万円余、結果として、営業損益は2億8,000万円余の損失を見込んでおります。

被災しておりませんが、これに加えて、今年度同様、主に国、県などからの補助金等による特別利益が加わる予定となっております。

交通政策課の報告は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料のほうお戻りいただきまして、総務常任委員会説明資料の44ページをお願いいたします。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の概要を御説明させていただきます。

説明は、1枚おめくりいただきまして、45ページのほうでさせていただきます。

まず、1の趣旨に記載しておりますとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づきまして、平成27年度決算に基づきます健全化判断比率等を御報告するものでございます。

監査委員から審査意見をいただいておりますが、これは別冊の3ページに記載しておりますが、そちらでの説明は省略させていただきますけれども、いずれの比率も正確に算定、作成されていると認められたというふうになっております。

資料の2番に、健全化判断比率を表にしてお示ししております。

4指標のいずれも、早期健全化基準等には該当せず、財政健全化の取り組みを行わなければならない状況にはございません。

それから、資料の3番、公営企業の健全化指標を掲げておりますが、こちらにつきましても、いずれの会計も資金不足が生じているものはなく、問題ない状況になっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

質疑はございませんか。

○荒木章博委員 前半だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

今、被害額が3.8兆円と、きょう提示をされたということなんですけれども、その中で、復旧の姿、復興への取り組み、そして、一番大切な新たなる創造と、この中に、この復興をモデルとしてということで、いろんなマップとか、知事も考えられて、将来に向けての取り組みをされているようなんですけれども、こういう中で、前もちょっと申したかもしれぬけれども、この3.8兆円、大変な被害をこうむったわけなんですけれども、それに対しての、これを見てですね、各町村から集めて、これだけの予算を見てどういうふうにかえられ、また、どういうふうに取り組んでいかれるのか、財政上の問題も含めてお尋ねしたいと思います。

○池田総務部長 被害総額、御指摘あったように、3.8兆という形で、復旧、復興のほう

に入れさせていただいています。

一方で、先ほど財政課長から説明があったように、県の復旧、復興に必要な予算については、市町村分も含めて、民間分も含めて、2.5兆という形で試算をさせていただいているという状況です。

今、ここまで5,000億近くの復興、復旧の予算を進めてきましたが、2.5兆、見据えればまだまだ先は長いという状況ですので、ここは引き続き、やはり必要な事業については予算化するとともに、財源の確保について、あらゆる手段を講じて県としても努力していきますし、国に対してもお願いをしていくということが必要だと思っております。これについて、引き続き頑張って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 そうですね。これは長い目で見ながら、復旧、復興、そして創造、そして未来への検証と、そういうのは当然やっていかないかぬことだと思いますので、これだけ予算が、被害額が出たものですから、また改めて部長にお尋ねをしたと。また、今後の取り組みもよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

あと2点、委員長、いいですか。

○高木健次委員長 はい、どうぞ。

○荒木章博委員 9ページですけれども、今度、広報予算というのがまた1,000万、これは前回のやつとは全く違って、これはヤフーの動画を使ってやられるんですかね。それで、どういう形でそれをやられようとしているのか、ちょっと具体的に教えてください。

○倉光広報課長 今回は、熊本のいろんな魅力ある場所、人々の暮らし、そういった魅力的な部分を、15秒あるいは30秒のCMみたいなものをつくりまして、それを例えばヤフー

さんみたいな検索サイトの画面に載せて、そこでちょっと人の気を引きつけるというか、いいなと思ったところにこの動画をクリックすると、例えば県の移住・定住サイトですとか、なごみ紀行という観光のサイトですとか、そういったところにつながるというような仕掛けを施したものを考えております。

○荒木章博委員 再三言うようですけれども、計画されるには、それなりの演出というか、動画に対する、その15秒ぐらいのことだけれども、今、熊本が立ち上がっているということを全国、また世界に——これは大事なところだと思いますけれども、僕はとてもいいことだと思うんですね。これだけの予算をかけて取り組んでいかれるというのはいいと思いますので、引き続き、また中身を——前の中身もよく聞いとらぬですけど、中身をちょっと吟味してお願ひしたいというように思います。

最後にもう1点、23ページですけれども、これは文化企画のほうで取り組んでおられた夏目漱石の150周年、来熊120年記念事業における県内外への熊本の漱石の情報発信に要する経費ということで、文化企画のほうで取り組んでおられると思うんですね。

この前、漱石のいろんなプロジェクトというのは、いろんなところから来て取り組みをされている。俳句とか、いろんな歩け歩けとか、現地のいろんな書道とか、いろんなものをやっているようなんですけれども、そういった中で、この前、僕は一つのシンボルと思うのは、熊本の県立劇場で、1,100席の会場でありました。そして、12月に、また新宿の四谷ホールで、漱石のゆかりのある場所で、新宿の区長さんも表紙に載ってございましたけれども、そうしたことを取り組まれるということで、非常に来年に向けた漱石の記念事業として、県内が、そういう文化団体も含めて一丸となって、発表のときは、テレビ、新聞

にも夏目漱石の取り組みをやるんだと、そして3年4カ月ですか、熊本にいたこと、そして熊本の力、うちの春日駅から、上熊本の池田駅から、当時春日駅から旅立って、奥様と一緒にまたイギリスのほうに行くわけなんですけれどもね。

そういった中で、時を経て、今、テレビで番組がありました。そして、県庁の職員の人に聞いたら、誰もあんまり見とらぬということなんです。ここで手を挙げてもらおうと、誰が見たか見とらぬかすぐわかるだろうばってん、そうすれば、ちょっと熊本県庁の取り組みが恥ずかしいものになっていくと。

一番いいところだったんですよ、この前は。イギリスに行く前に熊本にいた。だから、これは県を挙げて、お菓子の香梅さんが、副島先輩が中心となって、文化協会長が中心となって取り組んでいるこのやさきに、まあ6割ぐらいしか劇場には入っとらなかつた。私の隣も隣も隣も横もあいていたんですよ。そうすると、関係者という、私も昼と夜ですから。

それで、せっかく――素晴らしい劇だったんですよ。漱石が熊本において、そして熊本との、熊大ですか、あれとの取り組みとか、教師になっていく姿とか、夫婦の愛とか、そして旅立っていく、熊本の学生が見送る姿とか、非常に素晴らしいことだったと思うんですけども、そういった中で観客があれだけしか来ないという、この県の文化課というのが、やっぱり何か認識というのが僕は足りないと思うんですよ。だけん、課長が足らぬとか、斉藤局長が足らぬとかそれは知らぬけれども、やっぱり何でもっと横の連携で広報、宣伝をしてやらないのか。

なぜ僕はそう言うかという、東京でもあるんですよ、450席、立ち見も入れれば500席だと聞いていますけれどもね。そういったところで、やっぱり、東京の熊本県人会に広報してあげるとかしないと、ただ単に夏目漱石

の記念事業を予算化して、広報してラッピング電車を走らせてとか、そういう予算をこれだけの税金を使ってやっているのに、県民に周知されないじゃないか。これについて、僕は質問したいと思いますので、まずはそれに答えていただきたい。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

荒木先生おっしゃいますように、今回、大変すばらしい劇、9月21日だったんですが、「アイラブくまもと」というふうな劇が催されたわけでございます。

これにつきましては、今度、補正予算のほうで、今後、漱石プロジェクトについてもしっかりと取り組んでいくように、また、東京・新宿での取り組みについても、県内外での情報発信、そういったことも行えるような形で頑張ってもらいたいというふうに思っております。

なお、こういった取り組みにつきましては、一応、県のほうといたしましてもしっかりと認識しておりまして、なかなか庁内放送とまではいかなかったんですけども、県庁内のポスター掲示、それから県庁各課へのチラシ、また、県庁職員向けの庁内LANなんですけれども、そういったお知らせあたりでもやるとともに、県内のゆめタウンですか、そういったところにも県からチラシを配らせていただいたり、そういった取り組みもあわせてさせていただいたところです。

今後、やはりそういうふうなすばらしい熊本の漱石をPRする取り組みにつきましては、頑張ってもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 今回、850万予算を計上されておることですね。本来なら、もっと早くこういう広報宣伝ってやらないかぬ。



県庁の中にポスターを張ったからと、ちょっと、ロアツ熊本は何日にありますよと言うんだから、やっぱり文化の面にも、こういう——宝ですよ、夏目漱石がこの3年4カ月おられた姿というのはですね。そういったものを、文化団体が中心となって一生懸命努力をされ、それを補ってやっぱり広報、宣伝を予算化の中にもちょっと考えながらしていかなと、ポスターを張ったから行ったとか、実際、この中で行った人は5人もおらぬと思うですよ、はっきり言って。それで、夏目漱石の150周年の、来熊120年のプロジェクトなんて、ちょっと何ば考えとっとだろろうかと私は思うですよ。もっと文化を発信できるようなことをやるべきじゃないですか、熊本県は。部長、いかがですか、最後に。

○島崎企画振興部長 夏目漱石のこの生誕150年、来熊120年で、来られてここに滞在されたということについては、非常に貴重な資源なんだと思っていますし、私事で恐縮ですけども、新聞にコラムをいただいているときも、私自身、夏目漱石について愛読していますし、その来熊120年であるとか、そういったことについては新聞にも載せて、自分も訪ねています。それは広報になると思えますけれども、そういった取り組みもしてきています。

なので、問題意識であるとか、これを情報発信しなくてはいけないということについての考えについては、こちらでも予算計上しているとおおり、深く認識しています。

その手法について、改善の余地があるのか、今、御指摘いただきましたので、それは確かにあり得ると思います。改善の余地というのは、ある可能性はあると思います。そこらあたりを、まだその四谷などもございましてしょうし、あるいは他のプロジェクトもあるでしょうから、そのところは、きょう御質問、御指摘いただいたことを踏ま

えて、我々として、思っている考え、あるいは認識というのが行動としてどういうふうに広報に結びつけていくのが適当なのかについて考えて、しっかりと対応していきたいと思えます。

以上です。

○荒木章博委員 ちょうど時を得てテレビドラマもあったんですよ。これは、もう正直言って数カ月前からテレビドラマもある、熊本のこの在学した時代の、勤務したところのものもある、そういうのも実際——これは無料なんですよ。何千万てかけてテレビ局がついているんですよ、この夏目漱石のね。そういう宣伝告知なんかも、一つも入ってない。

だから、私は、総合的に——だけん、まだ最後に四谷でありますよ。そういう東京でやったときに、今のままでいくなら100人も入らぬと思うんですよ。まあ、金額が高いとかいろいろ言う人もいるかもしれないけれども、やっぱりそういうのを——部長になぜ尋ねたかということ、そういうところも東京のほうにも、やっぱり県人会とかいろんな人たちに報告して、宣伝して——だから、私は、県庁職員さんに15人ぐらい聞いたんですよ、テレビドラマ見られましたって。一番いいところ、来週見ようと思っておりますって、来週はもう熊本の場所じゃないですよと言ったんですよ。15人に聞いて、ゼロです、見たということは。

だから、さっき言われたように、ポスターを張るのもいい、いろいろ部長が認識しているのもいい、しかし、熊本の宝を守るには、今の部長のときにそれはやってくださいよ。部長が去ってからじゃ、いいんですよ。ただ、夏目漱石は残るんですよ。だから、部長も、将来、夏目漱石だと言われるように、みんなから見送りを受けて、春日駅から新幹線に乗って帰ってくださいよ。そういう気持ちで今後取り組んでいただきたいと思えます。

だから、12月は、私も行きますので、楽しみにして行きます。よろしく広報もお願いします。

以上です。斉藤さん、お願いします。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○小杉直委員 3点ほど。

まず1点は、説明資料の22ページ、右の説明の中の(2)御所浦地域活性化推進事業に4,243万余かな。これは、中身は、もうちょっと詳しく説明してもらおうと、どういのですかね。交流人口の拡大云々と書いてありますが。

○小牧地域振興課長 御所浦地域活性化推進事業についてでございます。地域振興課でございます。

御所浦につきましては、御所浦架橋の橋が長期化することに合わせまして、そこの御所浦地域を振興するという目的で、これまで御所浦振興策を昨年度から取り組んでおります。例えば、離島のところの医師を確保するとか、船の割引をやるとか、そのような形で御所浦振興をやっております。

その一環として、今回、こちらのほうに光のブロードバンド、高速通信網を整備することによってでございます。そういった高速通信網を整備することによりまして、今後の地域振興策やいろいろな取り組みに寄与する目的で、今回、推進事業として予算の措置を行わせていただいたものでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 この交流人口の拡大など御所浦地域の活性化に要する経費となつとるが、高速通信網とどぎゃん関係のあつとかな。

○小牧地域振興課長 高速通信網が現在整備

されておられません。今回、高速通信網が整備されますと、例えば御所浦地域への企業の誘致、例えば経済の振興とか、それとか、いろんな移住、定住の促進を図る中においても、やはりクリエイターの皆さん方とかそういった方々というのは、別に東京におられなくても、いろんな地方でも、いろんな地域振興の面で地方に進出されている部分もございませう。そういった部分の基盤の中においては、こういった光の整備というのは必要不可欠でございます。

そういった観点から、今回、高速通信網の整備を行うものでございまして、そういった産業振興や移住、定住の促進という、広い意味での地域振興の観点から、今回整備をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○小杉直委員 最初におっしゃった橋の長期化という点、どういうことかな。

○小牧地域振興課長 御所浦につきましては、御所浦架橋事業というのが現在計画されておりますが、これにつきましては、再評価委員会で現在事業精査というような評価がなされております。この再評価だけではなくて、今後整備をするためには、かなり長い年月の期間が必要になるということで、少し長期化するという点でございます。

以上でございます。

○小杉直委員 わかりました。

なら、2点目よかですか。

○高木健次委員長 はい、小杉委員。

○小杉直委員 この別途資料の公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類について、これの11ページ。

これに県内就職者の割合というのが、6割

程度を維持しておるということになっておりますが、数字を見てみますと、少し微減になっておりますので、ぜひとも引き続き、県内就職率がこれ以上減少しないように、アップするように努力していただきたいという要望と、質問ですが、14ページ、外国人留学生の受け入れ状況、これを見てみますと、国費留学生はゼロだったり、外国政府留学生は大学院に1名だったり、私費留学生が3名、研究生が7名って表が出ていますが、県立大学のすばらしさは近くにおってよく存じておりますし、五百旗頭理事長のセミナーにもたまには行きますが、あのすばらしい環境の中で留学生の受け入れ状況がちょっと少ないような気がしますが、これについてどうお考えですか。

○田原県政情報文書課長 留学生の受け入れにつきましては、その資料にもございますとおり、学生交流協定を締結するとか、一応そういった形で安定的に受け入れることを努力しているところでございます。

ですから、ここらあたりの協定構想につきましては、少しずつふえているというふうな状況でございますので、またこれから外国人留学生の受け入れについては努力をしていくというふうに聞いております。

○小杉直委員 この中で、私費留学生という数が多いわけですかいいね。このことを今おっしゃったんですかな。

○田原県政情報文書課長 はい。どういった費用で来たかということについてはあれですけども、一応これにつきましては、主に私費留学生が多いというふうな状況というところでございます。

ここのところをどのように拡大していくかというところは非常に難しい課題かもしれませんが、いろいろ交流とかを深めなが

ら進めていきたいというふうに思っております。

○小杉直委員 もう要望にかえますが、さっき言ったようないい環境の中の、経営中身もいいわけですから、私費留学生を含めて、留学生がもっとふえるように御努力をお願いしておきます。

最後の3点目、よかですか。

○高木健次委員長 どうぞ、小杉委員。

○小杉直委員 基金について、31ページ、32ページ、復興基金条例の制定について。

これはこれで中身はわかりますけれども、510億円余、これで終わりならば困るというふうな意見が内外ともにあるわけですが、これは日ごろの皆さんの御努力でここまで政府が協力しておるわけですが、問題の特措法、これについては、チームくまもを含めて、議会全員で特措法の要望の気持ちは強いわけですが、今後の見通しについて、これに関する答えとして、いかがですか。

○竹内財政課長 財政課でございます。

特別措置法の関係でございますが、今回の復興基金の設置につきまして、まず、特別交付税での510億円、これにつきましては、交付税法の改正をもってなし遂げられるものでございます。そのほかにも、補助のかさ上げ等も含めまして、さまざまな措置がなされております。

特別措置法ということで一括して、例えば、大きな財政措置をやっていただくという状況というのは、東日本大震災のときにつきましては、国民全体でその負担を分かち合うということで、特別の税を設けて、そういった財源を設けてやっております。ただ、今の状況、そこにつきましては、非常に厳しい状況でございます。

我々といましては、必要な財源をきちんと確保できるように要望を続けまして、その中で法律の改正等を求めていっているというような状況でございます。

引き続き、補助率のかさ上げ等、足りない部分あるいは地方負担の最小化に向けて、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○小杉直委員 実情の一端はわかりますが、やっぱり当面の、ここ数年に対する取り組み予算というのはそれなりに対応できると思いますけれども、長期的に考えた場合に、その特措法というのがどうしても必要な気持ちを持っておるわけですね。

東北震災のときには、裏づけの財源というのを確保したと一方ではあるということも承知しておりますが、それが、今度の熊本地震ではちょっと見当たらないということで、特措法の成立を諦めるようなことがないようにしてもらいたいけれども、主管課長・部長はいかがですか、特措法については。

○池田総務部長 先ほど財政課長から説明がありましたように、これまで復旧事業につきましては、やはり当初の段階では東北のような特別措置法、いわゆるかさ上げを一本化したような特別措置法はできませんでしたが、その数次にわたる補正予算等を通じて、東日本並みの措置をしていただいたものもありますし、ある程度手厚い支援をいただいているという状況もございます。

そういった中で、個別の法律の改正ということで、今回、特別交付税の増額というものもなされるということもございます。

今後、やはり、御指摘ありましたように、何年もこの復旧・復興事業続いていくということもございます。やはり、来年度以降の財源確保も非常に重要だというふうに思っております。

そういった中で、やはり法律改正、本当に必要なものがあれば、個別にお願いしていくということが必要だと思いますし、やはり今後、特にまちづくり、各市町村始まってくるということもございますので、このまちづくりに関する財源の確保、これは必要であれば、法律改正も含めて、やはりお願いしていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういった意味では、今後いろんな事業の必要性に応じて、特別な立法措置というものは、個別なものも含めていく必要があるというふうには考えております。

○小杉直委員 政治的判断・決断というのが大きく影響すると思いますので、その行政サイドだけでの御努力では手の届かないことも承知しております。しかし、御承知のとおり、市町村長さんたちは、特措法をつくってほしいという要望が強いのは現実の話でございます。一部のメディアによっては、熊本県は特措法についてはあんまり最近は何ともいいですか、トーンダウンしたんじゃないかという論評もあったやに思いますけれどもですね。

我々としては、やはり長期的な観点の中で、特措法はつくっていただきたい。この510億円で何か終わるというようなことがないように、ひとつ頑張っていただきたいということと、最後に、細部の点ですが、この効力が38年12月31日限りとなつとるでしょう。そうすると、基金の活用期間が平成37年までの10年間になつとるのですが、37年度までというのは、38年の3月までということですか。そうすると、この条例は、効力を失うのがその年の12月になつとるが、この4、5、6、7、8、9、10、11、12、約9カ月間の間隔はどう判断すると。

○竹内財政課長 今回、復興に生かすための基金ということで、他県の例等も参考に、10

年間という期間を設けております。

その後、決算等をやりまして、清算手続が必要になるものですから、その期間をとらせていただいて、12月末という一区切りをつけさせていただいているものでございます。

○小杉直委員 わかりました。

グループ補助金などは東日本震災ではないような、そういう制度までつくっていただいて、皆さんありがたく思っておられるわけですが、引き続き、県のほうも災害対応に、今までの御苦労と今後のしっかりした取り組みも要望して、質問を終わります。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○氷室雄一郎委員 財産経営課、19ページですけれども、ここに、被災した県庁を復旧…熊本土木事務所が出てきとるわけですけれども、これは被災をしているわけなんですか、どうなんですか。

○満原財産経営課長 財産経営課でございます。

熊本土木事務所につきましては、4月の熊本地震におきまして被災しております。それで、一応被災の判定としまして大破ということになりまして、一部庁舎につきましては使っておりません。

柱とかはりとかいったもの、構造材のほう非常に傷んでおるものですから、今後、長期にわたって使うのは非常に厳しい状況がございます。九州農政局の八王寺分室のほうを使ったらどうかという申し出があったものですから、今回、その移転を行うということでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 私は、これは古い建物だ

から、ここでの存在価値はもうないということで何回も質問もしてまいりました。

じゃあ、ここは、もう今回、ここからは退去して、この後もう壊すということですか。

○満原財産経営課長 今、仮移転ということで、来年の3月31日までを一応期限としております。

今回の被災を受けまして、今、調査中でございます。今後につきまして、本年度中に計画を策定したいというふうに思っております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 計画をつくるということは、もうここは復旧をしても非常に厳しい状況なのはわかるとるわけですけれども、じゃあ、もうここは使用しないと、解体をするあるいは有効活用するという、そういうことを検討していくということですか。

○満原財産経営課長 委員のおっしゃるとおり、非常にこれは大破している状況でございますので、新しい庁舎等々を今後どういうふうにしていくかということも含めて、検討していくということでございます。

○氷室雄一郎委員 大破しているということは、私は、ここでのこの庁舎の存在なり、役割はもう終わったということをかなり前から言ってきたわけですので、非常に価値のある資産だと思ふんですけれども、しっかりした検討をしていただきまして、3月31日までしかここに入れないということになれば、今後どうするのかということも検討していただきたいと思っています。

もう1点、ようございますかね。

○高木健次委員長 はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 もう一つは、私よくわからぬのは、交通政策課にちょっともう一回お尋ねしたいんですが、24ページですけれども、この阿蘇くまもと空港の復興検討事業というのに1,300万、今回もちゃんとつけてあるわけです。この阿蘇くまもと空港の調査、検討に対する経費、これは何を調査、検討するんですか、県としては。ちょっとその辺、具体的なものを。

○藤井交通政策課長 こちらに計上させていただいておりますのは、復旧に当たりまして、提言として有識者会議、経済5団体から、広域防災拠点としてどのような機能強化を図るのか、また、アジアからのゲートウエーとして、国際線ターミナルビルの機能強化を含む国内線、国際線のビルの一体化など、提言をいただいております。

そういった検討を行うに当たりまして、専門家の意見を求めたいと思いますが、これを鑑みるにつけても、コスト面から、資金調達方法も含めた調査、専門的な検討が、空港でございますので、要ると思いますので、それを専門的な外部機関で調査させていただきたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 その前に、この阿蘇くまもと空港がどの程度被害を受けているというか、総額みたいなものはまだ出てこないんですか。

○藤井交通政策課長 今、これは5期にわたる工事をやって増改築したビルでございます。特に、その継ぎ足しの部分とか躯体の部分が甚大な被害を受けていて、今、通り抜けができないような区域もございます。そういった本体部分もございまして、また、こちらのビルは、一番最初に建てました部分からは40数年経過しております。そういった部分も含めまして、あと、これまでも国際線ビル、

国内線ビルを一体化といいますか、つなぐという検討もしていたところもございます。そういったものを含めて、総合的に空港機能強化として、できる部分を専門的な外部機関に検討、調査をしてもらいたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 ある程度の調査は、まだかかるということなんですか。直接関係ないかもしれないんですけれども、総額、どの程度の被害を受けたのか。

○藤井交通政策課長 被害を受けたところを、今現在、応急復旧をさせていただいております。今まで通れたところを通れるようにとかいう応急復旧措置をしておりますけれども、これを本格的な復旧、今後提言を受けました検討を行うに当たって、今回の調査・検討費用を上げておりまして、今、被害を受けているところの現状については、把握しながら検討依頼をするということになります。

○氷室雄一郎委員 県として、そのこの部分の調査とか検討という部分に加わるということじゃないわけですね。

○藤井交通政策課長 どこが傷んでいるかという調査は、きちっとさせていただいております。

○氷室雄一郎委員 まだ時間的にそんなかかるものなんですか。

○藤井交通政策課長 応急復旧、単純に現状のそのままに戻すといいますか、耐震性能を含めまして、今、あったものに戻す応急復旧作業をやっているところでございます。

今後、本格的に、提言等も踏まえて、耐震機能等をどうするのかも含めまして、総合的な検討を行うということで、今回の調査・検

討費用を出させていただいております。

○高木健次委員長 復旧の総額の予算はわからないのかというようなことが、氷室委員の質疑だと思いますけれども。

○藤井交通政策課長 本格的な復旧をするに当たっては、コスト面から、はっきりどれぐらいの額がかかるかというのは、今のところ見通せておりません。

○鎌田聡委員 済みません、経済対策のほうの10ページで、私学の予算の分で、被災生徒の授業料の減免補助ということで今回出されておまして、これは大体対象となる生徒がどのくらいいらっしゃるのか。その基準といますか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

各学校のほうに確認、調査をいたしまして、その結果でございますが、中学、高校、専修学校等合わせまして約830人ほどを予算で計上しているところでございます。

あと、基準と……

○鎌田聡委員 基準というか、今度、被災の度合いというか、家が被災されたのか、親がもう経済的に非常に損失を受けて収入がなくなったのかと。この830人というのが、どのような被災を受けていらっしゃるのか。

○塘岡私学振興課長 今想定しておりますのは、住宅が半壊以上した世帯あるいは地震によりまして家計が急変をした世帯等を想定しております。

○鎌田聡委員 今現在は、その生徒さん方は、もう減免されていらっしゃるんですか

ね。

○塘岡私学振興課長 学校によっては既に減免をされているところもございますが、まだ県の授業料減免制度がどうなるかということの様子見のところもございます。

○鎌田聡委員 今後——これはいい制度だと思いますし、国が3分の2という説明だったですね。残り3分の1は、県なんですか、学校なんですか。

○塘岡私学振興課長 今のところ、県費で上げさせていただいております。

○鎌田聡委員 先ほど言いましたように、ぜひこういった被災したことによって学校をやめていかなきゃならないという生徒を救っていただくためには必要だと思いますので、実際、被災されて、もう経済的に厳しいからやめたという生徒さんは把握していらっしゃいますか。

○塘岡私学振興課長 申しわけございません。そこまではまだ把握はしておりません。

○鎌田聡委員 わかりました。

非常にいい制度だと思いますけれども、ただ、先ほどの話からいきますと、非常にこれも継続的にできるかどうか、単年度なのかなどというふうに思っていますが、今のところ、今年度の措置ということで理解しとっていいんですか。

○塘岡私学振興課長 今のところ、今年度の措置でございますが、国の補助制度の状況を見ながら、来年度に向けては、また検討をしていきたいと思っております。

また、先ほど単費で3分の1ということをお願いしましたがけれども、国に対しまして、

交付税措置等をお願いする要望も、引き続きやっているとごさいます。

○鎌田聡委員 多分いろんな経済的なリスクも長期化する可能性もありますので、被災の方ですね。ぜひ、そういった国への要望というのは、しっかりと、議会もこれは一緒になってやっていきますけれども、ぜひお願いしておきたいと思ひます。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○河津修司委員 22ページで、企画推進費、説明の中の(4)で、阿蘇草原保全・活用事業とありますが、これは、草原も相当、今回の震災で被害を受けているところもあるかと思うんですが、この影響というのはないんですか。

○小牧地域振興課長 新聞報道等でもありましたように、非常に牧野においては、草原に行くところの牧道等が傷んでいて、今年度の野焼きが非常に厳しいというような状況も一方であります。

そちらについては、今、詳しい情報を市町村あたりと協議しながら、どのような支援ができるのかというのを検討しているところでごさいます。

その一方で、今回9月補正で上げておりますのは、草原の中でも比較的今回被害の少なかったところにおいては、実際、交流人口を拡大する、そういった風評被害に対応するという意味で、トレッキングコースを用いたアウトドア体験イベントとか、野焼きの見学ツアーとか、どちらかという保全する、守るというよりも活用するというような視点を、今回9月補正で提案しております。

また、通常の、例えば野焼きの研修とかポ

ランティアの支援とかいう部分については、2月補正の加速化交付金事業でもう既に予算化しておりまして、今回9月補正は、先ほど言いましたように、そういった活用部分についての予算計上をさせていただいているところでごさいます。

以上でごさいます。

○河津修司委員 その野焼き体験ツアーとかを企画したいということですが、この野焼き体験ツアー、いろんなところでやったことはあるんですけども、何しろ天気左右されるものですから、天気が悪かったときをどうするかというのを含めて考えながらやっていただきたいと思ひます。そうしないと、いつも雨にたたられて、何をやったのかわからないというような状況がありますから、その辺の対策も考えながらやっていただきたいというふうに思ひます。

それから、その下の地域づくりチャレンジ推進事業、震災分としてありますが、これは、通常分と別に、震災を受けたところだけに適用するのでしょうか。

○小牧地域振興課長 地域づくりチャレンジ事業については、御承知のとおり、市町村や地域づくり団体がいろんな地域の取り組みを応援するという事業でごさいます。

今回のこの復興枠については、やはり風評被害対策等で交流人口が減少しております。そういった中で、各地域においては、やはり元気づけるようなイベントとか取り組み等をやられておりますので、ここは決して被災された市町村だけではなくて、風評被害等の対策ということでございまして、幅広く県内市町村、対処したいというふうに考えているものでございまして。

○河津修司委員 そういった交流人口、大分減っておりますし、ぜひそういった対策をや



っていただきたいと思っております。

それから、ちょっと金額は小さいんですけども、28ページの管理調達課の会計管理費で、説明では、管理調達費の中で電子カタログ導入に要する経費ということで、これは電子カタログで、結局、ネットで購買するためのその経費なんでしょうか。

○石川管理調達課長 管理調達課でございます。

これにつきましては、現在、事務用品等を購入しますときに、紙のカタログ、冊子がございます。ちょっとメーカー名はあれですけども、コクヨさんですとかあるんですが、その分厚い紙で選んで、ボールペンとかあるいは金庫とかキャビネというのを選んで、それをコピーするという手続をずっと踏んで商品を特定して買っているんですが、今回は、インターネットではなくて、その紙のカタログを電子化して職員のパソコンにソフトで入れると。インターネットではございませんので、外との通信はできません。内部だけの閲覧が可能ということで、そのパソコンで、例えばボールペンをクリックしますと、もうそれで自動的に購入の手続ができるというところの事務の効率化を図らせていただければというための経費でございます。

以上でございます。

○河津修司委員 ここを何で聞くかということ、購入先が問題で、ネット購買とかということ、県外から購入することが多くなってしまっているものから、やっぱり県内の業者の方から買うような形をとっていただきたいと思うわけなんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○石川管理調達課長 おっしゃるとおりでございます。現在でも、特に県内で購入とか生産がもともとできないような用品につきま

しては、全国から調達をいたしますけれども、ほとんど9割9分以上は県内の企業さんから購入、調達をさせていただいております。

今回は、例えばボールペンの商品を選ぶというところでございます。購入先は、従来どおり、県内の企業を最優先というところで、そこは変えるつもりはございません。

以上でございます。

○河津修司委員 わかりました。

○小早川宗弘委員 それでは、もう時間も押しているようですので、簡単に1問だけ。9ページ、危機管理防災課。

熊本地震デジタルアーカイブ事業について、熊本地震の教訓を後世に残したいというか、教訓を生かしたいというふうなことでデジタルアーカイブ。これは、今年度予算で補正で3,000万の予算ですけれども、いつの時点までのアーカイブというか、どういった内容を記録されるのか、ちょっともう少し詳しく教えてください。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

この事業につきましては、今回の熊本地震の経験、それから教訓を、国民の財産として記録に残して後世に伝えるということを考えております。

具体的には、その被害の実情を記した写真ですとか映像、それから文書を、県庁内、それから、県民の皆様、企業の方々から集めて、デジタル化をして記録をするということを考えております。

こういった資料は、すぐに散逸してしまうということもございますので、今年度、まずは資料の収集を開始するというので、予算の計上をさせていただいております。

本格的には、来年度以降、引き続き、来年

度以降も資料の収集ですとかWEBページへの掲載等を進めていきますが、大体、平成30年度ごろまでに一つの形にしていきたいなというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 2年間はこういう調査とか資料収集をされて、まとめられるというふうなことでよろしいでしょうか。

○間宮危機管理防災課長 東日本大震災ですとか、あと阪神・淡路大震災でも、デジタルには限らないんですけども、資料の収集というようなことをやっております、阪神・淡路大震災は、もう発災後20年たっておりますけれども、いまだに資料が集まってくるというようなことも聞いておりますので、2年間できっちり終わるということでもないとは考えておりますけれども、まずは今年度、来年度が資料の収集についてはメインとなってくると思いますが、引き続き、その後も続けていくものというふうに考えております。

○小早川宗弘委員 非常に重要な仕事だというふうに思いますので、今後とも——私も、いろんな人に聞くと、熊本でまさか地震が起これとは思ってらんだったという人がほとんどで、私たちの世代というのは、まさか熊本で地震があると、こんな巨大な地震があるとは思ってなかった人がほとんどだと思うんですよね。いろいろ専門家とかに聞くと、明治22年とか、過去には何回か、やっぱり熊本というのは地震が起こっている、熊本城の石垣も大分崩れたりあるいは亡くなっている方も何人もおられるというふうなことで、そのときの教訓というか、発生したということが私たちの世代には伝わってらんだった、まあ専門家の方は把握しとんなはったかもしれんですけどもね。

この熊本地震、平成28年の熊本地震というのを、やっぱり50年、100年先の子供たちに

もししっかりと伝えてから備えをしていくというか、こういう教訓を生かしていくというふうな、この作業の第一歩だというふうに思いますので、どうか継続的に取り組んでいただきたい、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第5号、第7号から第12号まで及び第51号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外9件については、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外9件は、原案のとおり可決または承認することに決定しました。

次に、今回付託された請願第14号を議題といたします。

請第14号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

請第14号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会からのものでございます。

請願の趣旨は2点ありまして、1点目は、私学助成の堅持とより一層の充実、2点目は、熊本地震に係る継続的な支援でございます。

それぞれの背景について御説明申し上げます。

私学助成の中核である経常費補助につきましては、交付税や国庫補助による財源措置がなされておりますが、その算定は生徒数によるため、少子化が補助額の減少につながり、経営への影響を懸念されております。

さらに、保護者の学費負担につきましては、就学支援金等が導入されたことによりまして公私間の格差は縮まってまいりましたが、依然として格差はある状況でございます。

また、今回の地震では、私立学校でも甚大な被害が出たことから、県では、県議会とともに、学校施設の災害復旧、被災した生徒への経済的支援を強く国に要望いたしました。

その結果、今般の国の第2次補正予算案におきまして、これらに対する支援策が示めされたところでございます。

しかしながら、教育環境の復旧、復興は長期間を要するものであり、さらに、本県の私立中学高等学校の耐震化は、公立に比べおこなわれている中、国による継続的な支援は不可欠であります。

請願は、これらの状況を踏まえまして、国に意見書を提出していただきたいというものでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第14号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第14号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、請第14号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第14号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（書記が意見書(案)を配付）

○高木健次委員長 配付は終わりましたか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 今、配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後1時14分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次報告をお願いします。

○府高政策調整監 それでは、熊本地震からの復旧・復興プランの改訂につきまして御説明をいたします。

先生方のお手元のほうに、4種類書類を今回御用意いたしております。1つ目が、今回のプランの改訂のポイントをまとめましたA4判、両面の資料が1枚です。それから、今回改訂しましたプランの本編を概要にまとめましたA3カラー、2枚にまとめましたものがあります。それから、復旧・復興プランの本編、そして最後に、主な取り組みのロードマップ、行程表になります。よろしいでしょうか。

今回、熊本地震からの復旧・復興プランにつきましては、前回8月3日に策定をいたしまして、前回の総務常任委員会で御説明いたしたところでございます。その際、プランの本編、それからロードマップにつきましては、再度全庁で作業いたしまして、9月の末ごろをめどに改訂を行うというお約束をいたしておりました。前回の御報告から約1カ月半となりますけれども、再度の御報告となりますけれども、今回の改訂のポイントについて、私のほうから御説明をいたします。

なお、前回のプランの公表時におきましては、総務常任委員会のみでの御説明でございました。今回のプランの改訂につきましては、きょう、もしくはあしたの各常任委員会で、同じ資料を使いまして、各部筆頭課のほ

うから御報告をいたすということとしております。

まず、お手元の資料、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂についてと書いたA4の両面1枚の資料のほうをごらんください。

そこに書いていますとおり、今回の改訂のポイントは大きく3つございます。まず1点目ですけれども、熊本地震の被害額についてでございます。

これまでも、例えば公共土木の施設ですとか、農林水産関係、商工関係といった項目ごと、これは被害額の公表を行っております。ただ、県全体の集計額としては、今回が初めての公表ということでございます。トータルでそちらのほうに記載しておりますけれども、トータルで約3.8兆円となっております。

各項目の被害額につきましては、そちらに記載しておりませんで、プランの本編の2ページのほうに、内訳一覧という形で記載をいたしております。

ここに書いてありますとおりですけれども、建築物、住宅関係の2兆377億円から、一番最後の廃棄物処理900億円まで、合わせて3兆7,850億円となっております。

地震の発生から約5カ月がたっております。各分野の被害状況の把握が進んだこと、それから、復旧、復興に必要となる施策の充実強化を図るためには、こういった被害の実態をより正確に把握する必要があるということから、被災自治体、それから関係機関の聞き取り等を踏まえまして試算をいたしました。

また、最初の改訂のポイントのほうにお戻りいただきたいと思っておりますけれども、お手元の資料の枠囲みのほうにも記載をいたしておりますけれども、実は、5月23日に国の内閣府のほうから発表されました影響の試算額、こちらのほうでは、県全体の被害額の推計に

つきまして、約1.8兆円から3.8兆円と、2兆円の幅をもって公表されております。

今回の県の試算におきましても、その上限——アッパーですけれども、におさまる金額と今回なっております。一番大きい金額は、先ほど御紹介いたしました、建築物、住宅関係で2兆377億円ということでございます。

続きまして、2つ目の改訂のポイントでございます。

今回、復旧・復興プランのおおむね4年間の取り組みの充実、明確化ということです。

あわせてA3のカラー判も見てくださいと思うんですけども、2枚ございすけれども、8月3日に策定した当初のプランでは、復旧、復興に向けました道筋、こちらは県民の皆様が早期にお示ししたいということで、痛みの最小化を目指した早急な対応といたしまして、主に平成28年の取り組み——短期の取り組みですね。を中心に整理をいたしました。

今回の改訂では、初期の対応から復旧、復興のステージへと進む中で、新たな熊本の創造に向けたおおむね4年間の取り組みを、充実、明確化いたしましたということでございます。

具体的には、今、お手元のA3カラー概要版ですけれども、1枚目のこれは、8月の前回の策定時から変更いたしておりません。

もう1枚のカラー判を見させていただきますと、新たな熊本の創造に向けたおおむね4年間の取り組みということで、緑色、青色、赤色、オレンジ色ということで、(1)から(4)まで4つの柱を、1枚目の概要と同じ柱を再掲しております。

その中で、施策の1から施策の13まで、施策ごとに具体的な取り組み、施策を書き出しております。前回のページでは、この施策の1から13までの項目のみを記載しておりました。ということでございます。

それから、またポイントの資料に戻って

ただきたいんですが、裏面になりますけれども、ロードマップの内容の修正でございます。

最後の3つ目は、ロードマップの内容の一部修正と項目の追加ということになります。

被災された方々の生活の再建、事業再開を後押しするためには、復旧、復興に向けた取り組みの今後の見通し、こちらをよりわかりやすい形でお示しして、県民と共有していく必要がございます。

今回の改訂では、ロードマップにつきましても、取り組みの進捗に応じた内容の修正、それから、現時点でのスケジュール等の整理ができた4つの項目について、追加記載を行っております。

追加する項目を、お手元の資料の破線の枠囲みの中に書いております。

4つございすけれども、実は、別添ロードマップの目次のナンバーで記しておりますけれども、ナンバー20、ナンバー24、ナンバー25、ナンバー28、この4つになります。破線の中には、ナンバー20から28までのタイトルのみ書いておりますけれども、若干補足いたします。

ナンバー20の復興を担う人材の確保、育成と若者の県内定着、こちらにつきましては、U・I・Jターンの支援の強化等によりまして、熊本の復興に貢献したい人材の呼び込み、定着を図るといような施策、それから、今後、人材不足が見込まれる分野において、国、学校、産業界と連携した施策によりまして、復興に必要な人材の確保、さらには若者の県内定着を図ってきたいという項目でございます。

それから、ナンバー24、こちらは、カンントリーエレベーター、それから選果場などの共同利用施設の復旧、再編と災害時の補完体制の構築でございますけれども、こちらは、被災した共同利用施設の復旧に合わせまして、その再編、統合による体制強化を図るとい

趣旨のものです。

それから、ナンバー25の災害時の農業生産を支える労働力確保対策と産地づくりの推進、こちらにつきましては、災害時の労働力補完体制の整備を契機に、生産力の強化、それから競争力のある産地づくりを行っていききたいというものです。その前に御説明しましたナンバー24とあわせまして、創造的復興の農林水産部版といえますか、という位置づけができるものでございます。

それから、最後にナンバー28、国際スポーツ大会等を通じた復興する熊本の発信、こちらにつきましては、議会答弁でもありましたけれども、国際スポーツ大会の準備を着実に進めまして、確実に成功させるとともに、一つのマイルストーンとして熊本の復興の姿、感謝の心を世界に向けて発信していくものというふうに考えております。

最後になりますけれども、なお、本日の朝刊で、南阿蘇村の長陽大橋、こちらの来年夏の開通に関する国土交通省からの発表について、新聞でも報道がっております。今回のロードマップ改訂には、具体的な記載というのはできておりませんが、今後も、県民生活に影響の大きな事柄については、臨機に対応してまいりたいと思っております。

その上で、プランの内容につきましても、引き続き、各部で検討、取り組みの進捗に応じて精査をするとともに、プランへの反映を図っていきます。

それから、プランに基づきまして、そのプランをつくるだけでなく、全庁体制で熊本の復旧、復興に取り組んでまいりたいと思っております。

以上が今回のプラン改訂の内容の御説明です。よろしく御審議をお願いいたします。

○間宮危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

総合防災航空センター新築工事の請負契約

締結についてというふうにかかれた紙をごらんください。A4の縦紙の資料でございます。よろしいでしょうか。

この総合防災航空センターは、九州広域防災拠点構想の中核の施設としまして、現在の防災消防航空センターと県警の航空隊基地を県防災駐機場の南側に移転整備するものです。

この施設の建設工事につきましては、土木部の発注により進めておりまして、その工事請負契約の締結について、本9月定例議会において、土木部から建設常任委員会に提案、付託をされております。

契約の概要、それから新施設の特徴につきましては、この報告資料に記載のとおりでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

財政課からは、3点御報告申し上げます。

まず1点目、平成27年度の熊本県普通会計決算の概要でございます。A4縦1枚の紙のほうをお願いいたします。

まず資料1、決算規模というところをごらんください。

表のほうに記載しておりますとおり、歳入総額のほうは、26年度より215億円減となります約7,616億円となっております。主な要因といたしましては、国の経済対策関連基金事業の減によります基金繰入金金の減少などによるものでございます。

それから、下の段、歳出総額の欄をごらんいただきたいんですが、こちらも前年度より約176億円減少し、約7,371億円という形となっております。主な要因といたしましては、国の経済対策による投資的経費の減少などによるものでございます。

次に、資料の2、各種財政指標のところをごらんいただきたいんですが、まず、財政基盤の強さを示します財政力指数につきまして

は、景気回復に伴います県税収入の増加などによりまして0.387ということで、26年度の0.369からわずかに向上しております。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率のほうでございますが、こちらは、子ども・子育て支援制度移行に伴います施設型給付費の補助金の増加などによりまして94.5%と、26年度の94.2%から0.3ポイント増加しており、若干硬直化が進んだ形になっております。

別冊のほうで参考資料を添付しております。

こちらのほうでは、各指標の年度ごとの推移などを整理しておりますが、参考資料ですので、今回説明のほうは省略させていただきます。

次に、2点目、復興基金についてということでペーパーをお配りしておりますが、先ほど復興基金条例のところの説明させていただきましたので、説明につきましては割愛させていただきます。

最後に、3枚目、熊本地震からの復旧、復興に要する事業費見込み額という、この棒グラフのついたペーパーをごらんください。

こちらですが、8月10日開催の閉会中の本委員会におきまして、ケース1からケース3について御説明をさせていただきました。今回、今定例会に提案しております追加補正まで含めました現状を整理いたしましたので、御報告させていただくものです。

上から3つ目の棒グラフ、横のほうに現状という、丸囲みしてある棒グラフをごらんください。

8月に御報告いたしました際の総事業費、2.5兆円でございますけれども、それよりも若干ふえて2.6兆円になっております。

理由といたしましては、ちょっと小そうございますが、米印で書いてございますとおり、県分、市町村分を合わせまして1,000億円超の事業費増というのがございました。中

身につにつきましては、県分でいけば直轄事業費負担金、市町村分でいくと熊本城の災害復旧費が明らかになってきているということがございます。

この2.6兆円というのには、先ほど知事公室付のほうから御説明いたしました被害額、これに計上されております国とか民間だけで実施する事業というのが含まれておりません。その一方で、災害救助費であったり、被災者の方の相談対応等の事業が含まれておりますので、被害額と一致するものではないということを御承知おきいただければと思います。

このような状況でございますが、まず、今回、現状どうなったかということですが、国の経済対策等の中で新たな補助制度の創設、矢印、ケース2から引いておりますけれども、あるいは補助率のかさ上げ等、こういったことが行われております。これによりまして、ケース2の、例えば、国庫が7,204億円だったのが、今回、1兆1,524億円まで拡大する見込みでございます。

このようなことによりまして、ケース2で8,211億円だった県費の部分というのが、2,620億円圧縮されて5,591億円という形になります。

これまで、県議会と県と一体となって国への要望というのをやってまいりましたけれども、その効果が実ってきているところはごらんいただけるかと思っております。

なお、ケース3、東日本大震災並みを実現するために何が残されているかというのが、一番下の枠囲み、残された課題というところに書いております。

宅地の復旧あるいは耐震化への支援、それから、新たなまちづくりへの支援、高等学校の通学支援、さらには、リダンダンシーとしての道路整備等もやることにしております。

そういった復興の部分については、まだまだ課題として残っておりますが、これまでの

経済対策まで含めまして、かなり県費、それから、市町村費のほうは、熊本城の事業費が上がったものですから、若干ふえていますけれども、総額としての地方負担というのは減少してきている状況です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてというA4のペーパーをごらんいただきたいと思います。

五木村の生活再建でございますけれども、国、県、村で協議を行いながら進めておりまして、先月24日に第10回五木村の今後の生活再建を協議する場という会議を開催いたしましたので、概要について御報告をいたします。

日時、場所、出席者につきましては、記載のとおりでございます。

まず、国、県、五木村のほうから、前回以降、約1年間分ですけれども、取り組みと今後の見通しをそれぞれ説明しております。

国からは、水没予定地の安全管理や、また利活用への協力、砂防事業の実施状況等について説明があつてございます。

また、県のほうからは、国道445号の整備、また、治水対策、林道整備、県から村への財政支援の状況等について説明をしております。

村の方からは、バンジージャンプ、中間土場等の水没予定地の利活用の状況、あるいは国や県の財政支援を活用した村道や歴史文化交流施設の整備等について説明がございました。

その後、五木村のほうから、今後の生活再建事業の実施に向けまして、村の生活再建に支障が出ないような関連予算の確保や、ふるさと五木村づくり計画の終期でございます平成30年度以降も、県として村の生活再建や振

興に当たることといったこと、また、国道445号九折瀬地区の早期着工と完成、林業人材育成のための県立研修施設の村内への設置、知事と村との意見交換会の開催などの要望が出されております。

県といたしましては、これらの要望も踏まえながら、引き続き、村の生活再建に資する取り組みを実施し、支援してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

○小杉直委員 財政課長に1点最初にお尋ねしますが、熊本地震からの復旧、復興に要する事業費見込み額、これに市町村費というのが載つとるですね。これは、熊本市は含むとかな、含まぬとかな。

○竹内財政課長 含めております。

○小杉直委員 なら、次に、さっきどなたかいな、この復旧・復興プランを説明した方…(府高調整監と呼ぶ者あり) なんさま以前は立ってみんな答弁しよったたい。ところが、最近は、委員長さんたち優しかけん座ったままばってんな、私が質問するときには、立って何々課長の誰です、そして、それから座ってから説明してくれんかいた。見えぬとたい、2列目以降は。

済みません、なら、府高政策調整監にお尋ねしますが、この28年熊本地震からの復旧・復興プラン概要版というのは、これは市町村との連携とか、熊本港のこととか、熊本都市圏東部地域ランドデザインとか、いろいろ書いてある。これは熊本市は含んどつと、このプランには。



○府高政策調整監 今回の熊本地震からの復旧・復興プランについては、県土全体の復旧、復興という形を対象としておりますので、入っております。ただ、熊本市のほうは、復興部もつくって独自の復旧・復興プランをつくられていますので、そこは連携を図りながら、それぞれのプランをつくっているという状況でございます。

○小杉直委員 私がいつも気になるのは、結局、マスコミさんもそうばってんが、熊本県の発表ということでいろいろ載せますね。そうすると、大方の県民は、熊本市分も含めてあるというように思うわけですよ。県からの発表、計画ですから。ところが、政令指定都市になって、熊本市の分は含めていない分野も相当あるでしょう。そここのところの兼ね合いというか、バランスというか、例えば、この復興プランを例に例えて言うならば、これは熊本市全体も含んどっただろうなというふうに思いがちですよ。そうすると、見てみると、熊本港とか東部地域グランドデザインとか、一部しか含んどらんわけでしょう、熊本市の分は。こここのところを単純に言うならば、熊本市の復興プランは別個にありますということも、なかなかこれは表現はしにくいわけたいな。そここのところの兼ね合いは、部長、どぎゃん思うですか。

○坂本知事公室長 知事公室長です。

復旧・復興プランというのは、被災を受けたところ、市町村が、それぞれにどのようなまちづくりをしていくか、復旧、復興をしていくかをつくっていきます。その際、まず県の方向性、大きな方向性を先に示すことが必要だろうということで、なるべく早い時期ということで、8月3日に県が、将来的にどのような姿を目指して復興、復旧をしていくかという、そういう姿をここにお示しをしまし

た。

その中で、それぞれの市町村、熊本市も当然含めてですけども、調整をしていきながら、このような県全体の方向性に向かって、それぞれのところが、それぞれの市町村のやるべきことを積み上げていかれるというようなことになっております。それで、それぞれの市町村とは、日々連携をしてやっているつもりでおります。

○小杉直委員 それなら、この復旧・復興プランは、熊本市ともんでおるわけ。もんどると言う表現がおかしな感じがして、よく検討した上でこれは作成しとるわけ。

○坂本知事公室長 県の総合政策であります、例えば、4カ年戦略とかいうものがございすけれども、それは県全体のことを書いておりますけれども、市町村個別のことというのをそれぞれ具体的に書いているわけではございません。そういう意味では、それぞれ市町村が独自にやるべきことというのがあるわけですけども、大きな方向性を示すというのが県の役割だと思っております、そういう意味で、先にお示しをしまして、それに対していろいろな調整をしていくということと考えております。

これを策定するとき、市町村との打ち合わせ会議をしたとか、この復旧・復興プランについては、そういうことではございません。

○小杉直委員 大体それは何となく枠取りはわかったけれども、政令指定都市の熊本市がこの県のど真ん中にあるですね。向こうは向こうで、こういうような復旧・復興プランをつくっておるだろうと思うですたいな。そここの調整とか、事前の打ち合わせとか、しかるべきと思うけれども、その点についてはどぎゃん思うですか。

○坂本知事公室長 縣市連携会議ということで、知事、副知事と市長、副市長とで会議をいたしております。その中で、大きな事柄については調整を進めながら、我々は我々レベルで調整を進めながらやっておりますけれども、県全体の首長さんを集めてその調整会議をしたとかいうことではないと。熊本市とは、個別にそういうお話し合いをしていますし、益城町とか西原とか南阿蘇については、個別には話し合いをしながらやっている部分がございます。

○小杉直委員 ちょっとくどして申しわけなかばってん、例えば、約3.8兆円の被災額が出してあるでしょう、熊本県調べ。これは熊本市の被災額も入っとるわけ。

○坂本知事公室長 この3.8の中に、きのう、熊本市が——おとといですかね、発表された分は含まれております。

○小杉直委員 含まれとる。

○坂本知事公室長 はい。

○小杉直委員 大体わかりましたが、細部にわたって、あるいは具体的に熊本市との事前の打ち合わせはあっていないということだろうと思うですたいな。しかし、知事たちと市長たちと、この間ちゃんと発表がありましたがお互いに連携、協力していきましようということはもう報道されたし、ちゃんと見ておって、私も大西市長に、引き続き、県と連携をお願いしますねというふうな個人的な連絡もしたわけですが、なんさま熊本市におると、県がこう出されることは熊本市も含んでおるだろうというふうな先入観なんですよ。ところが、時と場合によっては、政令指定都市だから、その部分、部分では県とはまた

別個だという部分もある、現実は。

だから、こういうプランをつくられるときに、やっぱり大枠は知事、市長たちとの打ち合わせをされるということは話はわかりますが、やっぱり必要な細部の点は、市とも打ち合わせ、そして市町村とも打ち合わせするということが、私は大事なポイントだろうと思うけれどな。どうだろうか。

○坂本知事公室長 案ができる過程で、そのものを熊本市にお渡ししまして、我々も、熊本市のプランについてはいただきまして、その中でチェックをし合いながらやっているという現実がございます。

○小杉直委員 そうですか。なら、一応理解をさせていただいておきます。ありがとうございました。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 復旧・復興プラン、済みません、続けて申しわけないんですけども、3.8兆円という額がきょう示されましたけれども、これは、プランの2ページのほうで見ますと、被害額一覧ということで書いてありますけれども、先ほどの説明では、全額、まあ国の分も民間の分も含めば3.8兆という理解でよろしいんですか。

○府高政策調整監 お見込みのとおりです。

○鎌田聡委員 今、2ページを言いましたけれども、中身を見ますと、これは南阿蘇鉄道、空港ビルを除くとありますので、これが加わると、また額がふえるんですかね。

○府高政策調整監 おっしゃるとおり、南阿蘇鉄道、空港ビルにつきましては、午前中にも議論がありましたけれども、調整中でござ

いますので、今後、その額が精査されましたら、この額に追加されるということでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、それ以外は、もう全部大体、これに入っているという理解でよろしいですか。

○府高政策調整監 例えば、住宅被害とかですと、今、2次調査が進んでおります。その中で、被害の分類の変更ですとか、追加申請等があれば、その分もまた額に追加になってきます。これは推計で出しておりますけれども、そういった形で、今後、被害の詳細が明らかになるにつれて変動する可能性がございます。

○鎌田聡委員 わかりました。この分から多分またふえていくということで理解をしておきたいと思えますし、先ほど、もう1枚のほうですね、財政課が出した復旧、復興に要する経費が2.6兆円ということでありましたので、この差額は、先ほど話があったように、国と民間分が入れば3.8になるということではないんですね。

○竹内財政課長 済みません、先ほどちょっと御説明で申し上げたんですが、国、民間が入ってない一方で、災害救助費であったり、例えば、被災者の方への相談対応等で県がやっている部分、あるいは今後の復興ということで、県として復興するにはこれぐらいやるべきだということまで入っていますので、必ずしも国、民間を足したらイコールになるというものではございません。

○鎌田聡委員 じゃあ、この事業費の2.6兆円も、今後、また膨らむ可能性もあるんですよね。

○竹内財政課長 はい、膨らむ可能性もあれば、精査することによって、逆に縮む場合というのも考えられます。

○鎌田聡委員 じゃあ、済みません、ちょっと一つ気になるのが、復旧、復興の事業費ですから、この額をかければ復旧、復興が全部できるという理解でいいと思えますけれども、これは復興の公営住宅を建てる分も入っているんですか。

○竹内財政課長 そこまでは入っています。

○鎌田聡委員 わかりました。

あと、済みません、最後になりますけれども、ケース3の国要望というのが、この額、一番下まで行くためには、やっぱり、特措法の制定が必要だろうということだろうと思えますけれども、仮に特措法ができて、県費とか市町村費の負担が、私は極力ゼロに近づくのかなと思っていましたけれども、大体、この額は負担はしなければならないということなんですか。

○竹内財政課長 まず、特別措置法の関係につきましては、必ずしも特別措置法がなければ、東日本大震災並みにならないというものでもございません。例えば、予算措置あるいは個別の法令改正によって、東日本大震災並みの水準に上げていただければ、そこはなる可能性というのはございます。

一方で、ゼロになるかということ、そこは特別措置法の、例えば、東日本大震災でございますと、自由に使えます復興の特別交付税というのが、我々の復興税等を使って措置されています。通常であれば、県費として入れるべきところを、起債をせずに、借金をせずにその交付金を充てているというような状況がございますので、完全にゼロになるかということ、ゼロまでは——どうしても自己負担分あ

るいは個々人で負担していただく分は出てまいりますので、ゼロになるところまではないということになります。

○鎌田聡委員 じゃあ、現状で特措法で頑張っても、今後、なかなかゼロというのは難しいということですが、ただ、法改正を伴わなければ、この一番下までは行かないという理解でよろしいんですね。

○竹内財政課長 済みません、必ずしも全て法律に基づいて措置されている部分ではございませんので、例えば、予算措置の中で十分な拡充をやっていただければ——まあ、完全に東日本大震災並みになるかという、難しい部分はあるかと思いますが、特別措置法がなければできないというものではないかと思えます。

○鎌田聡委員 私たちは、最初の理解からいくと、やっぱり特措法をつくらんとなかなか東日本並みまではいけないよということで、ずっと議会も執行部も含めて求めてきたと思いますが、何か説明が最近変わってきたというふうに理解をしているんですけども、結局、特措法はもうあんまり必要ないという捉え方なんですか、執行部は。

○竹内財政課長 私どものほうが、特別措置法があればあったで——特別措置法がどういふものかというものはあるんですけども、東日本大震災並みに国民全体で負担を全部分散してやるというのはベストかもしれません。ただ、私どもが一番にやらなければならないのは、復旧、復興に必要な財源を何とか確保すると。その点からいきますと、今、完全にできているかという、そうではないかもしれませんが、個別の法令の改正であったり、制度の改正であって、今のこの現状のところまでこぎつけてきたと。

ただ、今後、宅地の復旧、それから耐震化、まちづくりへの支援、こういった課題あるいは中長期にわたっての財源確保という問題がございますので、そこにつきましては、引き続き、さまざまな手段をお願いをしていくということになるかと思えます。

○鎌田聡委員 いずれにしても、まだ残された課題もありますし、先ほどの議論じゃないんですけども、やっぱり、年度を超えての長期的な対応というのにも必要になってまいりますので、そこに向けてのやっぱり対応をしっかりと、これは議会も執行部もお互いにやっていきたいと思えますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

○小杉直委員 竹内課長、この表ですたいな、事業費見込み額、これは大体、期間はいつごろまでの期間で出しとるわけ。

○竹内財政課長 済みません、これが、例えば、10年とかで区切っているわけではございませんで、復旧、復興としてこういうことを各部局がやっていきたいということでやっているものですから、終期は特に設定しておりません。

○小杉直委員 ということは、予算の確保の裏づけというのはまだないということですか、これに対しては。

○竹内財政課長 裏づけという意味では、現状、今回までの国の経済対策等での熊本地震に対する支援の部分まで含めまして、県費の部分というのが、これぐらいの形に制度としてはなっていくということで推計しているところでございます。

○小杉直委員 なら、ケース3の国要望で、これは東日本大震災並みというふう書いて

ありますが、これは特措法は絡んだるわけですか、絡んでないんですか。

○竹内財政課長 東日本大震災のときに特別措置法で措置されている部分も含めて、ケースとしては出している状態です。

○小杉直委員 私がさっきも特措法の必要性を訴えたのは、当面は、おたくたちの努力で復旧、復興の予算の見通しはあると思うですよ。しかし、10年先、20年先、中長期、特に長期にわたっての予算措置を自信持って確保するためには、やっぱり特措法は要るんじゃないかということが1点と、おたくたちの責任者であった蒲島知事も、以前は何度も特措法が必要だとおっしゃった。それから、市町村長も今もおっしゃるとる。それから、安倍総理大臣も、自治体には迷惑をかけないと、予算は心配しないで復旧、復興に頑張ってくださいと、もう一步のところまで国会答弁なんかしよるですね。

ところが、最近、少し、さっき言ったように、そこはトーンダウンしとる。ということは、鎌田委員も心配されることと一緒にありますが、私たちが言いたいのは、当面は、おたくたちの御努力でできるけれども、中期、長期までの確保ができるかと。例えば、単純な言い方ばってんが、東日本震災に対しては特措法ができたから、長期にわたって安心していろいろ取り組みよるでしょう。そこが熊本も欲しいと。

そうすると、2～3日前に、知事に義援金を東京の人が持ってきたわけです。ところが、死者が、直接の死者は約50人、阪神・淡路は6,000人、東日本は1万5,000人と、死者の感覚でいくと非常に小さな熊本地震と思っ

たりでちょっとそういう先入観があったけれども、これだけひどいならびっくり仰天したと、引き続き、義援金をまた募っていきますというようなことで、ここに2人東京から来た部長さんのおいでだけれども、私たちは、やっぱり長期的な観点に立って粘ってって、その復興税なんかの裏づけがないといっても、やっぱり、これは特措法は必要だという初心を忘れぬごつせんといかぬと、それを私は非常に強く申し上げておるわけです。

私も、それは国がだんだんだんだん冷めてきとつとは聞いてるですよ。また、岩手の地震、北海道の地震、その他の地震があると、熊本地震が少し薄らいできとる国民感情もわかるとるですよ。だからこそ、やっぱり特措法が必要だということが、初心がみんなあったわけだから、これは叫んでいかないかぬというようなことを私は言いたかったわけです。

それについて、あたでよか。あるいは、部長とか知事とか。

○池田総務部長 特措法という場合には、いろんな中身がありまして、東日本の例で言えば、復興の基本法があり、いわゆるかさ上げですとか税法の特例があつて、あと復興特区法で復興交付金制度ができたこと、こういった大きな、いろんな内容が含まれております。

恐らく、今、御指摘があつたのはかさ上げのところだと思うんですけども、かさ上げについては、いわゆる復旧事業のかさ上げ、これについては、これまでの予算措置の中で、相当程度措置はされてきているという状況です。

あと、残るところについては、やはり税法の話と、あと、今後のまちづくりですね。税法の改正が必要なところとまちづくりで復興交付金制度のものを今後つくってくれるかどうか、これについてはしっかりやっていく必要があると思つています。

そういった意味での特措法については、やはり引き続き強く働きかける必要があると思いますし、今も実際、税法の改正についても、各省とやりとりをしているという状況です。

あと、まちづくりのいわゆる交付金制度についても、法改正が必要かどうか、これは必要だという形で要望はしていきたいと思いますが、これについては、今後も財源の確保という観点が必要なことだと思っていますので、引き続きやっていきたいというふうに思います。

それから、いわゆる復旧事業のかさ上げについては、とりあえず、今の予算措置の中である程度実現してきているというところで、残るところのこの法制化のほうは、やはり引き続きやっていく必要があるというふうに、それは御指摘のとおりかと思います。

○小杉直委員 なら、最後にお尋ねばつてんが、長期的に自信はありますか、法改正とかあるいは特措法にかわる法律の改正とか、そういう自信はありますか、今。

○池田総務部長 このいわゆる財源確保については、そこは一生懸命県としてやっていかなきゃいけない分野だと考えております。そういった意味では、やはり復興の特区法のような、そういった法制度を初めとして、要望していく必要があると思いますし、また、財源確保という意味で、できないところでもやらなければいけないというふうに考えておるところです。

○小杉直委員 結局、とどのつまりは、やっぱりそういう特別の措置法ばつくってもらったほうが安心でしょう。だけん、やっぱりくどかばつてん、私は、初心に返って、やっぱり声は一生懸命上げていかぬというのが——もう要望にかえときます。済みませ

ん、私だけ。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

その他で委員から何かありませんか。——ないようでしたら、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が3件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後1時57分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長